

名古屋城調査研究報告7
名古屋城史料叢書1

国秘録 御巡覧留

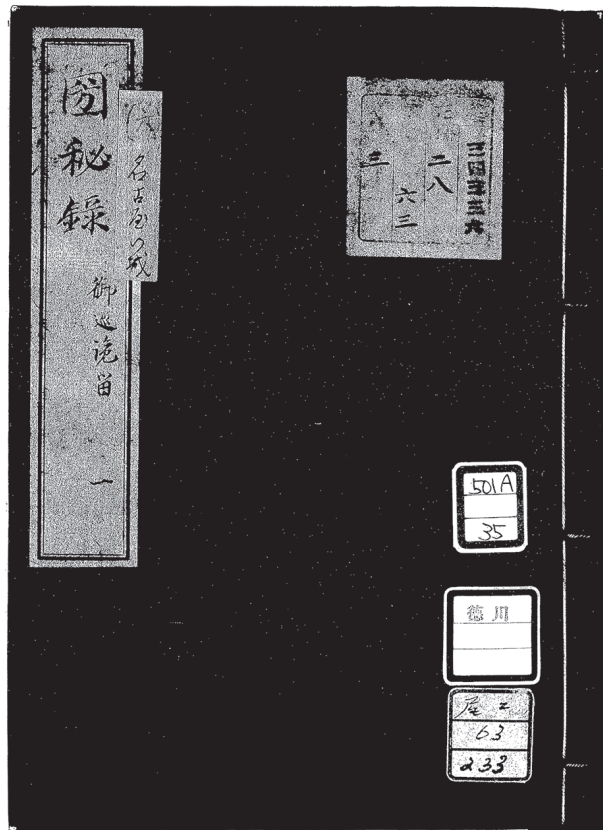
名古屋城調査研究センター 編

協力：公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所

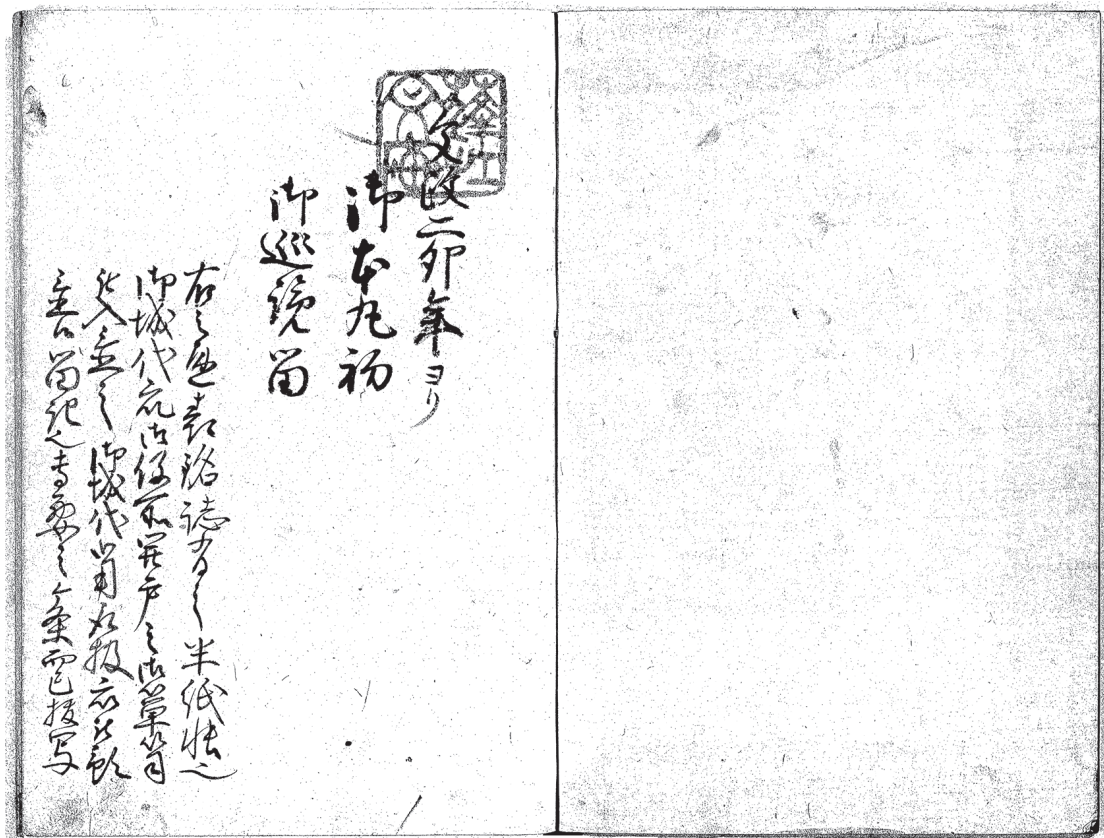
2023年3月

名古屋城調査研究報告 7 名古屋城史料叢書 1 『国秘録 御巡覧留』 正誤表

頁	箇所	誤	正
76	上段 14～15 行目	<p style="text-align: center;">三月七日 肥田孫左衛門様</p> <p style="text-align: center;">瀧川又左衛門</p> <p>猶々本文圖面相違之所も有之候ハ、御申越候様存候、以上</p>	<p style="text-align: center;">三月七日 肥田孫左衛門様</p> <p style="text-align: center;">下條庄右衛門様</p> <p style="text-align: center;">瀧川又左衛門</p> <p>猶々本文圖面相違之所も有之候ハ、御申越候様存候、以上</p>



「国秘録 御巡覧留 一」 表紙



「国秘録 御巡覧留 一」 (翻刻文 15頁)

（一）あいさつ

名古屋城調査研究センターは令和元年（二〇一九）四月に発足し、まる四年を迎えようとしています。この間、展覧会・シンポジウム・印刷物・HP・YouTubeなどで調査研究の成果を発表してきました。印刷物としては毎年刊行している『研究紀要』（二〇二二年四月までで3号）や、令和三年二月に行われた「シンポジウム 史料が語る名古屋城石垣普請の現場」の報告書（『資料調査研究報告書』1）や、今まで二冊刊行した『埋蔵文化財調査報告書』などがあります。

名古屋城に関する文献調査の分野に限ると、必ずしも進んでいるとはいえません。その大きな原因の一つに、近世文献を翻刻した出版物が少ないことがあげられます。もちろん名古屋城の基本文献である奥村得義編の『金城温古録』はすでに出版され、活用されています。しかしまだ多くの未翻刻の史料が残っています。

そこでこのたび、『御巡覧留』を翻刻、刊行することになりました。「御巡覧」とは、藩主が初めて尾張に入国した際などに、天守・本丸御殿などを視察する行事のことです。

本翻刻集は、新しく設けられた『名古屋城史料叢書』のシリーズの1号としました。名古屋城調査研究センターで刊行する『名古屋城調査研究報告』シリーズの7号ともなります。本書により名古屋城の歴史的な調査研究の一助になればと存じます。

今後とも本センターの出版活動にご理解、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本書の刊行にあたり原資料の所蔵者である徳川林政史研究所から、原資料の閲覧・撮影・刊行のご許可をいただきました。厚くお礼申し上げます。

令和五年三月

名古屋城調査研究センター

例言

- ・本書は『御巡覽留』全文を翻刻、若干の解説を付して『名古屋城調査研究報告7』『名古屋城史料叢書1』として刊行した。
- ・翻刻は名古屋城調査研究センターの種田祐司（会計年度名古屋城調査研究事務員）が行い、同センターの今和泉大（学芸員）・原史彦（主査）・堀内亮介（学芸員）が校正・編集を行った。翻刻補助は武田純子（元同センター嘱託員）が行った。
- ・図版製作は堀内が行った。

謝辞

本書の刊行にあたり、次記の個人および機関の資料提供・調査協力を賜った。

（敬称略・五十音順）

公益財団法人 徳川黎明会 徳川林政史研究所

木村 慎平
桐原 千文
深井 雅海
藤田 英昭
武藤 洋子

目次

『御巡覽留』 解題	7
翻刻文	
『圀秘録 御巡覽留 一』	
徳川斉朝 文政 二年（一八一九）	15
文政 六年（一八二三）	29
天保 二年（一八三一）	31
天保 六年（一八三五）	39
『圀秘録 御巡覽留 二』	
徳川斉荘 天保 十一年（一八四〇）	45
天保 十四年（一八四三）	63
『圀秘録 御巡覽留 三』	
徳川慶勝 嘉永 四年（一八五二）	76

『御巡覧留』 解題

種田 祐司

『御巡覧留』は弘化四年（一八四七）に尾張藩掃除中間頭の奥村得義^{たけ}（一七九三～一八六二）が編纂したもので、歴代尾張藩主が名古屋城本丸御殿・天守・御深井丸などを順見した時の記録集である。タイトルに「園（国）秘録」とあるが、これは得義が代表作となる『金城温古録』（『名古屋叢書続編』所収）を編纂する際、参考にするため収集した約八十タイトルの著作の総称である。幕末の尾張藩では秘書扱いであったが、現在では原本が徳川林政史研究所名古屋蓬左文庫・東洋文庫に分かれて所蔵されている。またそれらのかなりの部分が、旧『名古屋市史』編纂のため明治末～大正初期に書写され、現在名古屋市鶴舞中央図書館に所蔵されている。「国秘録」の内容は必ずしも名古屋城に関するものだけでなく、藩主の参勤交替や上使接待、尾張藩の職制・職務・財政に関するものなど多岐に渡る。

名古屋城本丸御殿は元和六年（一六二〇）以降は藩主の住居でなくなり、寛永十一年（一六三四）を最後に幕末まで將軍の上洛がなかったため、將軍接待のために用いられることもなくなった。そのため天守とともに閉鎖されたが、常に清掃が行われた。そして歴代藩主は代が替わって最初に尾張に入国した際など、天守と御殿を巡覧することが慣例となった。

『御巡覧留』は三冊本で、次回の御巡覧の参考とするため、十代藩主徳川斉朝・十二代（以下、藩主表記は代数のみとする）斉荘・十四代慶勝の御巡覧記録をまとめたものである。続編として同じく奥村得義編の『御巡覧留続編』（以下『続編』）があるが、こちらは八代宗勝

と九代宗睦の御巡覧記録である。

ここで歴代藩主の御巡覧について、『御巡覧留』『続編』の内容を紹介しつつ述べていきたい。なお『続編』は紙面の都合で次号以降に収録する予定である。

御巡覧の歴史1（六代継友まで）

「御巡覧」について、得義は次のように述べている。

抑、慶長御築城の後、元和六年までは敬公此御本丸に御座遊されしかども、後に此を避させられ、二之丸御住居の御事に永く定めさせ給ふ。爰に於て諸国本丸に住居の大名、皆これを准則として、或は二三の丸に移り、或は城外に別館を営みて住居する事、是併、泰平の御時世となれる故とぞ聞え奉る。本城はもとより私の居に非ず、將軍家を補けて其国を守るが為に築く所なれば、国主・城主、本丸に在て其城を守るは是乱世の態なり、平世に当ては是を避るを臣子の別とする故に、爰にも御本丸を避け玉ふなり。爾来、御代々の始に於て一日御本丸に入らせらる。今日の御事、先づ 御天守を唯一として被為成故に、古くは是を御天守御成と申奉る、其儀式嚴重なり。其後、其程々の歴年を以て再々入せらる、是を御本丸御巡覧と称し奉る。（略）されば二之丸御住居以後、御本丸の御伝へ、大凡此旨に定りて今に連綿たり。又、天明以来は御巡覧も大凡極りあれば、此編目もこれに因循す。^①

得義は、「其儀式嚴重なり」としているように、御巡覧は藩主と家

臣の間の重要な儀式である、としている。尾張藩主が天守や本丸御殿を巡覧することがいつから始まったかはよくわからない。『御巡覧留』『続篇』中の一番古い記事は、『続篇』に収録された元文四年（一七三九）、八代宗勝の御巡覧記録であるが、それ以前にも御巡覧の記録が存在する。管見の限りで一番古いのは三代綱誠で、元禄八年（一六九五）正月二六日に行われた。彼の御巡覧はこれ一回だけのようである。

同廿六日 昼前公御天守へ被遊御成、御城代衆に御手自熨斗を被下、御天守奉行にも御意在、公直に内馬場へ御成、御馬乗衆御之²

綱誠は天守で家臣に熨斗を下賜する儀式を行う。これはその後、御巡覧のたびに行われる行事である。次は四代吉通で、宝永六年（一七〇九）一〇月二七日に行われた。

廿七日、公始て天守ニ昇る、年寄某先導、各礼服を着し祝賀式を行³ハる

吉通の御巡見もこれ一回だけのようである。五代藩主五郎太は幼少で死去したので御巡覧はなかったと思われる。

六代継友は享保三年（一七一八）三月六日に巡覧を行った。

一 三月六日、御天守・御多門・御殿・御深井丸御土蔵等、御成初⁴而彼の御巡見もこれ一回だけのようである。

江戸時代後期の一二代斉温と一三代慶臧は一度も尾張に入国しなかったので、天守御巡覧は行っていない。とすると、今のところ御巡覧の記録がないのは、初代義直・二代光友・七代宗春のみである。とくに宗春の御巡覧記録が見つからないのが気になる場所である。いずれにせよ、今後の調査を待ちたい。

御巡覧の歴史2（八代宗勝・九代宗睦）

元文四年（一七三九）正月徳川宗勝は八代藩主を継ぎ、この年の四月に尾張に初入国をした。そして九月二二日、天守・本丸御殿などを巡覧した。まず二之丸御殿を出た宗勝は、本丸の南（表）一之門・二之門を通り、本丸御殿の表玄関の車寄から御殿に入った。上洛殿一之間の南廊下から下に降り、前庭を突き抜け未申櫓（西南隅櫓）に登り、隅櫓から北にのびる具足多門・糒多門を通り抜け、小天守から大天守に登った。彼は元文四年以外にも寛保元年（一七四一）、寛延三年（一七五〇）、宝暦九年（一七五九）と三回も御巡覧を行っている。さらに在世中に天守修復という大事業を実施したので、宝暦三年と五年の二度にわたり修復現場を御巡覧した。この御巡覧は熨斗の下賜など儀式的な要素がある通常の御巡覧とは性格を異にしている。

九代宗睦も宗勝に倣い、宝暦一三年初入国の際、天守・本丸御殿等を巡覧した。次は二三年後の天明六年（一七八六）で、最後に寛政二年（一七九〇）にも巡覧している。宗睦の養子の徳川治行（源白）は天明六年、宗睦とともに、寛政四年には単独で巡覧した。

御巡覧の歴史3（十代斉朝以後）

宗睦の次の十代斉朝以降の御巡覧は、この『御巡覧留』に記述があるので、その内容を紹介する。

第一冊

この冊は十代斉朝の御巡覧について記される。斉朝が初めて本丸御

殿・天守を巡覧したのは尾張入国一回目の文化八年（一八一二）で、次は入国三回目の文化一二年である。ただし得義は、両方とも詳細な記録を見つけれなかった。⁵⁾『御巡覧留』に詳しい記録があるのは文政二年（一八一九）九月二三日で、入国五回目の時であった。『御巡覧留』には、各御巡覧ごとに準備の手配について記録されている。文政二年の巡覧については、最も詳細な記載があるのでここで要点のみ紹介する。

九月一日

御用人の高橋唯吉は九月一四日、斉朝御巡覧の予定があると発表した。巡覧する箇所は本丸御殿・天守だけでなく、御深井丸や多門櫓を含んでいた。この通知は以下の役職者に伝えられた。

御旗奉行・御深井丸番頭・御鎗奉行・御本丸詰物頭
御作事奉行・御弓矢奉行・御本丸番組頭・御具足奉行
御鉄炮玉葉奉行・御天守鍵奉行・掃除御中間

とくに御天守鍵奉行に対し、封番御中間を召し出すように命じた。普段、天守の鍵は掛かっているだけでなく、封印してあるのであるう。

九月二日

掃除御中間頭に御巡覧の通路に枯枝などが落ちていないよう掃除を命じた。またこの日御鉄炮玉葉奉行に、藩主が各建物内を歩くために草履十足を用意させ、不明門に門番二人を手配した。また尾張藩役人が御巡覧路の下見をした。当初の九月一三日の御巡覧予定が延

期となったが、準備は進められた。掃除御中間三〇名に対し、次のような掃除道具を作事方小細工所から受け取るよう命じられた。

シユロほうき 十本・シユロ手ぼうき 十本・塵^{ちり}十本
紙緒上草履^{ぞうり} 五十足・三間柄のわらぼうき 二本
二間柄のわらぼうき 三本・三尺柄の切たわし 二十本
ぞうきん布二反・番手桶二十（うち十は持手桶）・ひしゃく 十本

九月五日

御巡覧当日に各役人がどの場所に控えて御目見えをするか、次のような指示があった。

御旗奉行 …………… 拍子木門内大腰懸前
御深井丸番頭 …………… 吹貫門
御鎗奉行 …………… 東拍子木門内冠木門外番所前
御本丸詰物頭 …………… 東拍子木門内旗台前

九月六日

天守鍵奉行は作事方に、天守三重目・四重目や糞多門の障子の張り替えを命じた。同じく天守鍵奉行が掃除方御中間に天守内部の掃除を命じた。天守鍵奉行が天守の施設管理者であった。

九月二〇日

天守に以下の道具を用意させた。これは藩主が天守五重目に登った際、藩士に熨斗を授ける儀式をするためである。

御刀懸二通・御褥二通・御手水道具二通・御上草履五足

金屏風二双・ぼんぼり一挺・ロウソク二挺

年寄以下藩士が藩主に随行する際、彼らの従者がどの門で控えているかの指示があった。また、当日藩主が具足多門で代々の具足を、小天守では当主用の具足を見学することが決まった。ほかに巡覧当日の藩主や随行する藩士の動きが詳細に決められ、煙草盆や上草履をどこで用意するかも指示された。

九月二三日

御巡覧当日。斉朝は本丸御殿や天守を巡見し、慣例に従い天守五重目で藩士に熨斗を授けるといふ儀式を行った。斉朝の次の巡覧は、入国七回目の文政六年一月五日に設定されたが、結局中止となった。彼は文政一〇年に十一代斉温に家督を譲り隠居し、名古屋城下御深井御庭に新御殿を造って、死去するまでそこに住んだ。『御巡覧留』の得義の添え書きによれば、斉温は江戸に常住し帰国しなかったため、斉朝は五年ごとに城内を巡覧すると決めた。その後の斉朝の御巡覧は、実際には次に記すとおり。

まず、斉朝は隠居四年後の天保二年（一八三二）三月一日、本丸を巡覧した。この御巡覧は当初二月の予定であったが、天候不良により何度も延引された。枝を払い石を取り除くなどの用意が繰り返され、御巡覧前日の三月九日には城代阿部石見・鏡島七郎左衛門の二人の城代が御殿と天守を見分した。御巡覧当日、斉朝は本丸御殿表玄関から入り、上台所西側の二本戸口から出て天守に登った。天守御巡覧後不明門から出て三階櫓（西北隅櫓）を見て城内を一巡して戻った。斉朝

は天保六年にも、四年前と同じ経路で御殿、天守を巡覧した。

第二冊

十二代齊莊なむたかの天保一〇年（一八三九）と同一四年の二度の天守・本丸御殿の御巡覧の記録である。十一代齊温なりはるは一度も入国しないまま江戸で没したので、御巡覧は行っていない。次に將軍家斉の子齊莊が十二代藩主となった。齊莊は襲封翌年入国して三月三日に本丸御殿を巡覧した。この御巡覧については名古屋市蓬左文庫所蔵「進饌要覧しんせんようらん」等にも記載がある。天保一四年は二度目の尾張入国があり、ほぼ同じ順路で二度目の御巡覧が行われた。結局彼は尾張には二度しか入国せず、その二度とも天守御巡覧を行ったことになる。

第三冊

嘉永四年（一八五〇）五月二三日、十四代慶恕よしくみ（慶勝）の御巡覧記録。十三代藩主の徳川慶臧よつぐは十一代斉温と同じく尾張に一度も入国していないので、天守・本丸御殿の御巡覧を行っていない。嘉永四年、慶恕（慶勝）は尾張藩分家の高須松平家から尾張に入った。彼はこの年初めて尾張に入国するので、伝統に従い入国直後に御巡覧が行われた。春から順路が検討されたこと、黒木書院南側の小庭に仮御雪隠、御深井丸三階櫓（戌亥櫓・西北隅櫓）南の芝場に仮御小用所を設けたこと、御殿の破損箇所を修理したこと、四月末にその見分が行われたことなどが記されている。

十五代茂徳は、安政六年（一八五九）兄慶恕（慶勝）の跡を継ぎ一四代尾張藩主となったが、彼の御巡覧は『御巡覧留』などには記録

がない。しかし実際に茂徳は、この年尾張に初入国した直後の一二月三日に天守等を巡覧している⁽⁶⁾。次の十六代元千代(義宜^{よしのり})は幼少であり、幕末の不安定な政情のため御巡覧はしていないかもしれない。そうだとすれば、この茂徳の御巡覧が最後の御巡覧となるう。

『御巡覧留』『続篇』以外にも尾張藩主の巡覧記録があり、いくつかを紹介しよう。

・「御本丸御殿中御成次第之図」名古屋城振興協会蔵

天保一二年(一八四〇)、十二代斉荘御巡覧の順路図。

・「御本丸御成御送迎座列之図」名古屋城振興協会蔵

天保一一年、十二代斉荘御巡覧の際、藩士らが表二之門のどこに控えるかを示した図。

・「名古屋城本丸御殿御間之図 御巡覧道書添」名古屋城振興協会蔵

嘉永四年(一八五二)、十四代慶恕(慶勝)が巡覧した際の順路図。

以上、歴代藩主の本丸御殿・天守御巡覧について述べたが、藩主以外の見学は許されなかったであろうか。江戸時代は本丸御殿・天守は神聖な場所であり、掃除・見廻等を除けば、藩士でも立ち入ることはできなかった。ただし、維新後の明治四年(一八七二)、次のように藩士の見学が認められた。

○四月三日、御本丸御天守拝見に可出旨御布令有之、家族十歳以上は従行を許さる。依之、同朝辰刻、藩庁士族局へ名紙を出し、士族局より一人先導き行に従ひ、西鉄御門より出、鑑札を受取、御本丸に入り、御玄関より入。御殿中巡拝し終り御玄関より出。右に巡りて又西し、御天守に登り五重を一々巡拝し、黄金水を賜

はるを、壺を買ってこれに充。かねて壺に充てあり、人ありて壺の価を収す、一壺尅なり、介八出す。御本丸を出、西鉄門にて鑑札を返して出帰⁽⁷⁾。

明治二六年(一八九三)〜昭和五年(一九三〇)の離宮期は、限られた賓客などが本丸御殿・天守を拝見することがあったが、一般市民に公開されるのは昭和六年(一九三一)まで待たなくてはいけなかった。前年に名古屋離宮が名古屋市に下賜され、名古屋市が名古屋城の公開に踏み切ったためである。

注

- (1) 『金城温古録』「御天守編」(『名古屋叢書』続編所収)
- (2) 『鸚鵡籠中記』(『名古屋叢書第二編』所収) 元禄八年正月二六日の条
- (3) 『尾藩世紀』(『名古屋叢書第三編』所収)
- (4) 『編年大略』(『名古屋叢書初編』所収)
- (5) 『尾州御留守日記』(徳川林政史研究所蔵) 文化八年十月十九日条。なおこの時当初九月一三日に予定されていたものがこの日に延期された。
- (6) 『尾州御小納戸日記』(徳川林政史研究所蔵)
- (7) 『感興漫筆』卷三八(『名古屋叢書』正編所収)

参考文献

名古屋城特別展開催委員会編「名古屋城特別展 失われた国宝 名古屋城本丸御殿」
創建・戦火・そして復元」二〇〇八年
名古屋城特別展開催委員会編「名古屋城特別展 描かれた名古屋城、写された名古屋城」
二〇一六年

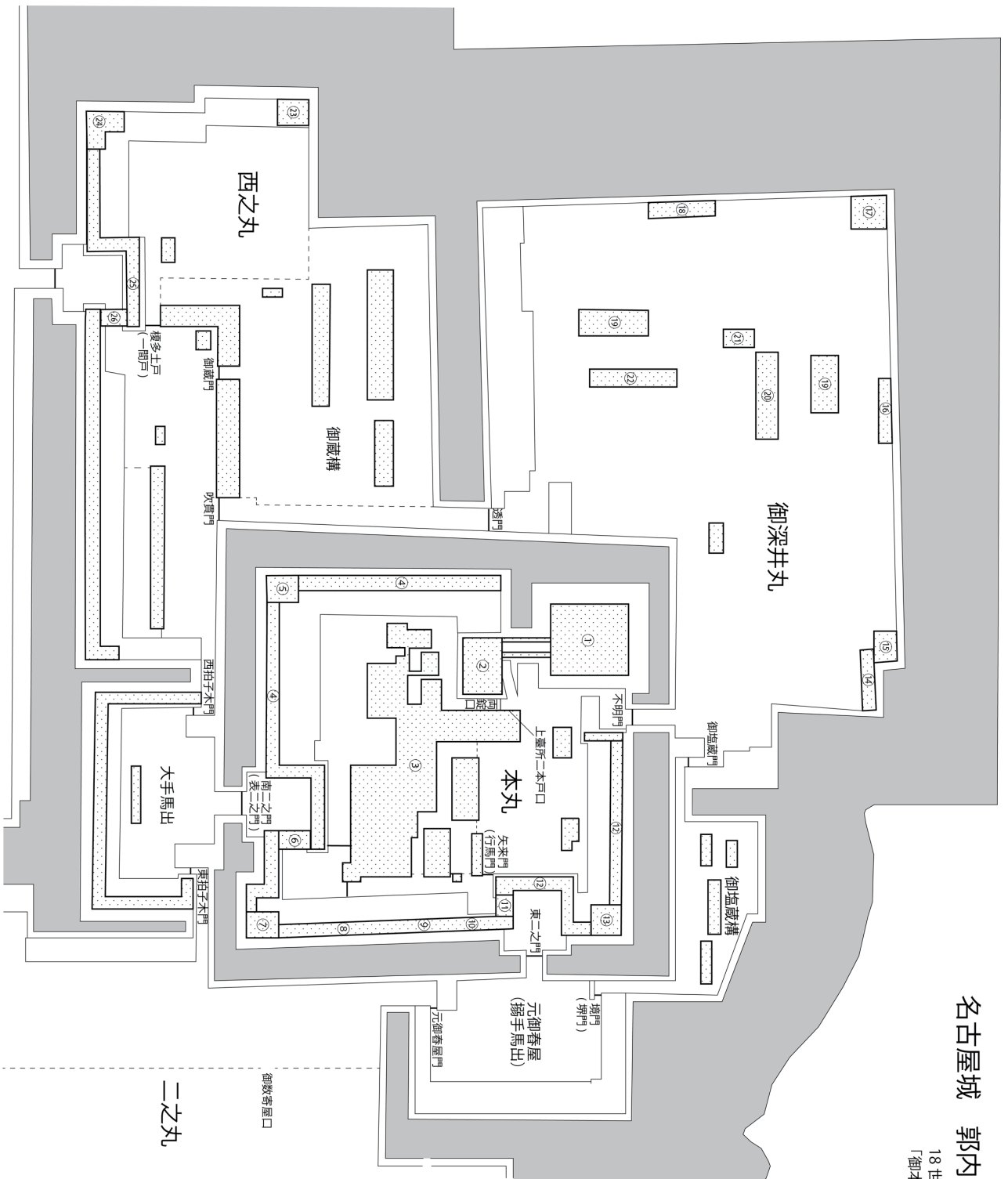
尾張藩主の天守・本丸御殿の巡覧記録

No.	年号	西暦	実施月日	巡覧者	出典	回数
1	元禄8年	1695	正月26日	3代綱誠	鸚鵡籠中記	入国1回目
2	宝永6年	1709	10月27日	4代吉通	尾藩世紀	入国1回目
3	享保3年	1718	3月6日	6代継友	編年大略	入国1回目
4	元文4年	1739	9月22日	8代宗勝	御巡覧留続篇	入国1回目
5	寛保元年	1741	9月22日	8代宗勝	御巡覧留続篇	入国2回目
6	寛延3年	1750	9月24日	8代宗勝	御巡覧留続篇	入国6回目
7	宝暦9年	1759	9月22日	8代宗勝	御巡覧留続篇	入国11回目
8	宝暦13年	1763	8月19日	9代宗睦	御巡覧留続篇	入国1回目
9	天明6年	1786	2月10日	9代宗睦	御巡覧留続篇	入国12回目
10	寛政2年	1790	2月18日	9代宗睦	御巡覧留続篇	入国13回目
11	文化8年	1811	9/13 → 10月19日	10代齐朝	御巡覧留一編	入国1回目
12	文化12年	1815	不詳	10代齐朝	御巡覧留一編	入国3回目
13	文政2年	1819	9月23日	10代齐朝	御巡覧留一編	入国5回目
14	文政6年	1823	11月5日(中止)	10代齐朝	御巡覧留一編	入国7回目
15	天保2年	1831	2/22 → 2/24 → 2/28 → 3月10日	10代齐朝	御巡覧留一編	隠居後1回目
16	天保6年	1835	2/20 → 3月17日	10代齐朝	御巡覧留一編	隠居後2回目
17	天保11年	1840	2/21 → 2/27 → 3月3日	12代齐荘	御巡覧留二編	入国1回目
18	天保14年	1843	閏2/27 → 閏9月28日	12代齐荘	御巡覧留二編	入国2回目
19	嘉永4年	1851	4/29 → 5/4 → 5月23日	14代慶勝	御巡覧留三編	入国1回目
20	安政6年	1859	11月(日未詳)	15代茂徳	尾州御小納戸日記	入国1回目

「→」は予定が変更になったことを示す

名古屋城 郭内図 (本丸・御深井丸・西之丸)

18世紀後半～19世紀前半頃
「御本丸御深井丸図」(名古屋博物館蔵)をもとに作成



凡例

- 建物
- 堀
- 門
- 堀
- 石垣・土層

本丸

- ① 大天守
- ② 小天守
- ③ 本丸御殿
- ④ 御具足多門
- ⑤ 未申隅櫓 (西南隅櫓)
- ⑥ 南一之門 (表一之門)
- ⑦ 辰巳隅櫓 (東南隅櫓)
- ⑧ 御鎗多門
- ⑨ 御旗多門
- ⑩ 荒和布多門
- ⑪ 東一之門
- ⑫ 櫓多門
- ⑬ 丑寅隅櫓 (東北隅櫓)

御深井丸

- ⑭ 東御弓矢多門
- ⑮ 御弓矢櫓
- ⑯ 西御弓矢多門
- ⑰ 御三階櫓 (戌亥隅櫓・西北隅櫓)
- ⑱ 躰多門
- ⑲ 穴蔵
- ⑲ 大筒蔵 (鉄炮蔵)
- ⑲ 磨蔵
- ⑲ 御旅筒蔵

西之丸

- ⑳ 月見櫓 (戌亥角(隅)二階櫓)
- ㉑ 未申隅櫓
- ㉒ 森木多門 (硫黄多門)
- ㉓ 躰多門

翻刻文の凡例

表記方法

- ・ 罫字は一字分空白に、平出は二字空白にした。
- ・ 単語の並列は「・」を入れた。
- ・ 割注・朱書・挿入・抹消（削除）の表記は以下のとおり
- 〔 〕 …… 割り注
- 『 』 …… 朱書。朱書はすべて後に追加された文字と思われる。
- （ ） …… 挿入。墨字のみ
- 〈 〉 …… 抹消（削除）
- ・ 欄外の記載は冒頭に（欄外）と記し、該当箇所を「」で示した。

漢字使用法

- ・ 漢字は人名など固有名詞を除き、原則常用漢字としたが、原本に従った字もある。
- ・ 異体字も原則常用漢字にした。
- ・ 変体仮名の助詞は、原則漢字のままとした。
- 〈例〉 茂（も）者（は）江（エ）与（と）而（て）
而已（のみ）尔（に）連（れ）

〔表紙題箋〕
「因秘録」

御巡覽留 一」

〔朱文方印〕
「蓬左文庫」

文政二卯年ヨリ

御本丸初

御巡覽留

『右之通表銘誌有之、半紙帳也、御城代衆御役所開戸之御箆筒被入置之、御城代御用取扱衆被預置候留記也、專要之ケ条而已拔写』

『徳義云

文化八未年御入部ヨリ、文政十亥 御隠居之已後源侂公御代御滞府中も専 大納言齊朝公 御巡覽被為遊候付、文化八ヨリ天保六迄度々之御巡覽御座候 御城中御巡覽ハ五年目之由御通例ト云々、是ハ御勤ニ而御座候由、其外ニも御作事等御覽思召ニ而ハ、幾度も被為成候古例有之 御部屋様方其外御方々様も御出被遊候 松平掃部頭様も御出被遊之由、節々之古例追々ニ可尋之事、然ル処大抵ヲ集めて御巡城旧蹤録ト号シ一部ヲ編ム 弘化四未十二月覚記ス 奥邑徳義』

『文政二卯年』

九月十一日

一 左之通御用人方申越候付、次ニ相見候通夫々申通辞之治左衛門方江も相達、明日見分之義御同道ニ而可相越旨をも申遣之

来ル十四日 御本丸・御天守江被為 成、御深井丸

并御多門々々 御巡覽可被遊与之 御沙汰二候、仍先々為御承知申進候、以上

九月十一日

高橋唯吉

中條多膳様

間宮治左衛門様

来ル十四日 〈御本丸〉 御本丸・御天守江被為 成、

御深井丸并御多門々々 御巡覽可被遊与之 御沙汰

二付、諸事追振之通可被心得候、右二付明十二日 御

城退出方拙者共為見分相越候付、是亦例之通可被心得候、

已上

九月十一日

中條多膳

御旗奉行衆

『御深井丸番頭』

熊沢又八殿

御鎗奉行衆

『御本丸詰物頭』

稻留平左衛門殿

御作事奉行衆 『十二日見分之儀省キ』

御弓矢奉行衆

御本丸番組頭衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉薬奉行衆

御天守鍵奉行衆

『書付』

掃除御中間頭

『同』

両組同心組頭一通ツ、『十二日見分之儀省キ』

御門々々江も詰番同心を以申渡之

九月十一日

- 一 左之通御用人御目付江申遣之、糶役出方之儀両組同心組頭江申渡之

明十二日、拙者共 御天守江相越候付、御天守鍵奉行
罷出候間、封番御中間罷出儀、如例御申渡可有之候、以
上

九月十一日

中條多膳

御当番
御用人衆様

同

御目付衆様 封番御小人与認替

九月十二日

- 一 文化十四丑九月以来 御巡覽之節、持場々々之輩御先立之先江相立候様相成節、掃除御中間頭心得之儀、年寄衆被申聞候趣有之候付、左之通申渡之

(掃除御中間頭江)

御本丸初 御巡覽之節、御道通り枯枝等落懸り候様之

義無之様 御成已前精々入念可致吟味置候

九月十二日

九月十二日

- 一 左之通申達候付、御用人江差遣之

来ル十四日

御本丸・御天守江被為

成、御深井丸

并御多門々々 御巡覽可被遊与之 御沙汰二付、御

上り草履式拾足、明十三日迄二受取申度奉存候、其筋江被仰渡御座候様仕度、仍而御達申上候

九月

御鉄炮玉薬奉行

九月十二日

- 一 左之通御用人江申遣之

御天守江 御成候当日 御本丸不明御門江御中間両
人、朝六ツ時比方可罷出旨御申渡有之様いたし度候、以
上

九月十二日

中條多膳

御多門番
御用人衆様

九月十二日

- 一 今日治左衛門方同道二而 御本丸御殿中初、都而不残御多門等見分相越、文化十四丑年極之通、持場々々之輩御先立之儀、具合等夫々示談之

但、御深井丸番頭熊澤又八儀、病氣二付不出

同日

- 一 今日於 営中明後十四日 御成御沙汰之趣、御延引相成候旨、御用人相達候付申通之

同十三日

一 左之通書付式通赤堀庄右衛門指出候付、御中間請取達候、御用人諸色之義ハ御側大寄合江指遣之

三十人宛 御中間

右ハ 御天守江可被為 成、御用意御掃除等為仕

度、明十四日方御用相濟候迄、朝六(半)時方終日晴

雨之無差別請取申度、仍之御達申上候

九月

御天守鍵奉行

一 棕櫚箒 拾本

一 同手箒 拾本

一 麾 拾本

一 紙緒上草履 五拾足

一 藁三間柄箒 式本

一 同式間柄箒 三本

一 三尺柄切たわし 式拾本

一 雜巾布 壹反

一 番手桶 廿

内拾ヲ持手桶

一 檜杓 拾本

右ハ 御成御用ニ付、明十四日、御作事方小細工所ニ

而請取申度、早速其筋江被仰渡御座候様仕度、御達申上

候

九月

御天守鍵奉行

江申渡、封番之義ハ御用人・御目付江申遣之

三十人 御中間

右ハ明十四日方 御天守・小天守并御多門・御塩蔵御

掃除為御用請取申度候付、右御用相濟候迄御深井丸共

所々御門々々出入之義御達申上候

九月

御天守鍵奉行

九月十五日

一 左之通御用人方申越候付、御旗奉行初江相尋候処、次相見候役々

ハ先例 帰御之節も頭書之場所江罷出、其余役々ハ 帰御之

節 御目通江ハ先例不罷出候旨、夫々相達候付末々相見候通、今

日於 御城、唯吉江申談之

御本丸・御天守 御深井丸等江被為 成候節、御旗

奉行初東拍子木御門内等ニ而 御目見いたし候前振ニ

候處 御巡覽相濟 帰御之節も猶又右邊ニ罷在候趣

ニ 相聞候付而ハ 帰御之節 御目通江罷出候御

役所ハ何々ニ候哉、且右役々出場所小割之儀をも承知い

たし度候間、夫々先例御吟味否早速御申越候様存候、已

上

九月十三日

高橋唯吉

兩人様

御成之節、拍子木御門内大腰懸前西

之方南上座ニ東向ニ並居 帰御之

節ハ同所御門之方、石垣際ニ南向並

御旗奉行

九月十三日

一 左之書付二通差出候付、御中間出入之義ハ如例詰番同心を以夫々

居 御目見仕候旨

一 左之通申達候付、御作事方江詰番を以申談之

御成之節、吹貫御門前二而御目見仕

御成御用意二付 御天守三重目・四重目共上り段窓障子六本并、糶多門障子式本早速張替之義、御作事方江被

帰御之節も御深井丸番人罷在候

仰渡御座候様仕度、御達申上候

御深井丸番頭

番所前辺二蹲踞罷在候前振之旨

九月

御天守鍵奉行

御成之節、東拍子木御門内冠木御門

九月十六日

外番所前東向南上座二並居 御目

御鎗奉行

一 左之通申達候付、御用人江指遣之

見 帰御之節ハ同所東御旗臺石垣

御天守御掃除仕候付、御中間三拾人ツ、受取申候処、明日方式拾人相減、拾人ツ、受取申度、尤雨天二候得八日

西之所南向西上座二並居候旨

送二仕度御達申上候

御成之節、東拍子木御門内御旗臺江

九月

御天守鍵奉行

付、南向二罷出 御目見仕 帰

御本丸詰物頭

御之節も右同様之旨

九月十七日

一 左之通申達候付、御用人・御目付江申遣之

御本丸・御天守・御深井丸等江被為

成候節 御巡

覽相濟 帰御之節 御目通江罷出候御役所并、右

御天守御掃除、今日切二相濟候付、封番御小人・御中間

役々於場所等御問合之趣遂吟味候處、御旗奉行・御鎗奉

九月

御天守鍵奉行

行・御本丸詰物頭、東拍子木御門内御旗臺方西之方北側

江夫々罷出候御深井丸番頭之義ハ御深井丸番人罷在候、

同十八日

番所前辺二蹲踞罷在候由、其余役々之義 帰御之節ハ

一 左之通申達候付、御用人江遣之

御目通江罷出候義先例無之旨、夫々申達候事

拾人 御中間

九月十五日

右ハ糶御多門掃除二付請取置候処、此節出来仕候間、揚

候義御達申上候

御天守鍵奉行

九月十六日

九月

九月十八日

一 左之通御用人方申越候付、去ル十一日申通候輩江夫々申通之、治左衛門方江も申遣之

来ル廿三日 御本丸江可被為 成御沙汰二付、仍之

為承知相達候、以上

九月十八日 高橋唯吉

中條多膳様

間宮治左衛門様

九月廿日

一 左之通御用人方申越候付、御具足奉行手前遂吟味候處、次ニ相見候通申達、其外御多門々々之儀も御供之輩ニおゐてハ指支無之儀ニ付、末ニ相見候通申遣之

文化八未年・同十二亥年 御本丸江被為 成候節、

御具足御多門二階へハ奥向之内、御供ニ而上り候輩并御

同列之外ハ不上振、留記ニ相見候處、如何様之譯ニ而右

之通ニ候哉難相分候、尤小天守江ハ 御召御具足等有

之故ニも候哉、前文之向之外ハ不上趣ニ相聞候付而ハ、

若留記等之紛ニ而小天守江不上候との相違ニも可有之哉

不分明ニ候間、御吟味否明朝迄ニ御申越候様致度候、以

上

九月十九日 高橋唯吉

中條多膳様

間宮治左衛門様

尚々御多門之内、本文御役々之外へ不上御場所も有之候

哉、此段致承知度候、以上

文化八未年・同十二亥年 御本丸江被為 成候節、

御具足多門之内辰巳・未申右兩櫓二階江奥向之輩を初其

外共、都而御供之輩上り候儀差支不申候、尤小天守江

ハ 御召御具足等有之候義ニ付、奥向并御同列之外ハ

差支不上追振ニ御座候

九月 御具足奉行

不分明ニ候間、否可申進旨、御紙面之趣令承

知遂吟味候處、右ハ二ヶ年共 御本丸江被為 成候

節、御具足多門之内二階江奥向之輩を初、其外都而御供

之輩上り候義指支候趣ニハ不相見候、尤御小天守之義ハ

御申聞候通、向々之外ハ差支候事ニ候、以上

九月廿日 中條多膳

高橋唯吉様

尚々御多門之内本文御役々之外ニ不上御場所も有之候

哉、此段も御承知有之度旨御端書之趣、是又令承知候、

右ハ御供之輩ニおゐてハ都而御多門之義ハ差支無之振ニ

相見候、已上

九月廿日

一 左之書付五通指出候付、御刀掛等書付ハ御小納戸頭取江遣、跡三

通ハ御用人江指遣之、封番達ハ如何御用人・御目付江申談之

一 御刀懸 式通

一 御褥 式通

一 御手水道具 式通

但御手拭懸・御手拭共

右ハ今般 御天守江可被為 成候二付、御小納戸ニ而

明廿一日、例之通請取申度、其筋江被仰渡御座候様仕度、

仍之御達申上候

九月

御天守鍵奉行

御上草履 五足

右ハ今般 御天守江可被為 成候二付、御小人方ニ而

明廿一日、例之通請取申度、其筋江被仰渡御座候様仕度、

仍之御達申上候

九月

御天守鍵奉行

一 金御屏風 式双

一 雪洞 壹挺

一 蠟燭 式挺

右ハ今般 御天守江可被為 成候二付、御廣間方尔而

明廿一日例之通請取申度、其筋江被仰渡御座候様仕度、

仍之御達申上候

九月

御天守鍵奉行

拾人 御中間

右ハ 御成御用二付、明廿一日方御用相濟候迄、朝六ツ

半時方終日晴雨之無差別請取申度候 御成御当日ハ朝六

ツ時方罷出候様仕度、御達申上候

九月

御天守鍵奉行

明廿一日方 御天守江 御成被為濟候迄、封番御小人目

付老人・御中間四人、朝六ツ半時方終日晴雨之無差別罷

出候様仕度、尤 御成御当日ハ朝六時罷出候様仕度、是

亦御達申上候

九月

御天守鍵奉行

九月廿日

一 左之通御用人方申越候付、御本丸詰物頭江遂吟味候処、次ニ相見候通申達候付、末ニ相見候通申遣之

御年寄衆初御用列其外御役人向、御本丸江罷出候節、從者之儀ハ何方迄召連可然哉、右之内御役儀ニ仍而召連場所差別も可有之哉、且 御本丸江召連候上、暫時之間家来計下らせ候節、御門々々通行之義ハ差支無之哉、若断等不申達候而ハ難成義ニ候ハ、如何様之振ニ取計候事ニ候哉、委敷承知いたし度候条、小訊等早速御申越候様存候、以上

九月十七日

高橋唯吉

中條多膳様

間宮治左衛門様

御年寄衆初御用列其外御役人向、御本丸江罷出候節、從者之義召連場所根居

御年寄衆

右ハ從者被召連候場所之儀、古来方何方迄被召連候而も
差支無御座候心得ニ御座候

但御年寄衆ニ而も東御門御通拔之義ハ、御城代衆ヲ招
之義御申渡之上通行之心得ニ御座候

御側大寄合

御用人

御側御用人

右ハ從者行馬御門迄召連候事

御目付

御徒目付組頭

御徒目付

右ハ行馬御門内見廻り等之節、從者行馬御門外ニ残置候
事

右之外 御本丸

内ニ御預り場所
有之輩從者

右ハ行馬御門外ニ御預り場所所有之輩ハ場所口迄、行馬御
門内ニ場所所有之輩ハ行馬御門外ニ残置候事

但挾箱・長柄傘之儀ハ、御年寄衆・御城代衆之外ハ
都而東拍子木御門外ニ残置候、其内挾箱之義、御本
丸内ニ御番所有之輩ハ御番所迄入候事

御本丸番組頭

御天守鍵奉行

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

右ハ行馬御門内ニ御番所・役所等有之候付、從者右御門
内江出入いたし候事

一 御本丸江召連候上、暫時之間家来計下らせ候節、通行之
義ハ是迄例不相見候

但御旗奉行・御鎗奉行・御本丸番組頭・御具足奉行・
御天守鍵奉行・御本丸番之義ハ、御門出入札ニ而無差
支出入為致候事

右之外諸役所方不時（不時）出入之義者、都而御申渡之
上通行為致候様ニ御座候

卯九月十八日 稻留平左衛門

別紙書付之向ハ平日之義ニ御座候 御巡覽御当日之儀
ハ御固付候迄ハ平日之通行為致、御固境ニ都而之從者
東拍子木御門外江為出拂申候

但御年寄衆供廻り之義ハ、拍子木御門内 御通道幕張
御固外江為出拂申候而、御作事方出張本ノ所ニ而扣場
所取付候趣ニ御座候

卯九月 稻留平左衛門

可申進旨、比日御申越候趣遂吟味候處、右八年寄
衆從者之義ハ小天守際雁木迄被召連差支無之候、其余御
用列始都而御役人向 御本丸江罷出候節、從者之義行
馬御門迄召連不苦候、尤挾箱・長柄傘之義ハ年寄衆之外
ハ都而東拍子木御門外ニ残置筈候、其内 御本丸内ニ
御番所等有之輩ハ御番所迄為持不苦候

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

御本丸番

一 御本丸江召連候上、暫時之間家来計下らせ候義、常々出

番等二而罷出候輩之外ハ先ハ無之義二而、是迄例方不相見候處、若俄ニ申遣候御用之義等有之、下らせ候半而ハ

難相成節ハ、其趣御番所へ懸合候上、同心送り候得ハ差支無之候、又ハ兼而下らせ候積二候ハ、其趣拙者共江

断申達置候得ハ尤差支無之候、併右定通りハ平日之義二而 御本丸江被為 成候節、御固以前ハ前文之通候

得共、御固境ニ八年寄衆從者ハ拍子木御門内 御道通幕張外江為出拂、御作事方出張本ノ所ニ而扣場所取計候

趣二候、其余ハ都而東拍子木御門外江為出拂候義ニ相見候、仍申進候、以上

九月廿日 中條多膳
高橋唯吉様

九月廿日

一 左之通御用人・御作事奉行申達候付、末々ニ相見候通夫々江申渡之

来ル廿三日 御本丸・御天守・御深井丸江可被為成御沙汰ニ付、右御場所向等拙者共為見分、明廿一日昼後可相越候間、宜御取計有之様いたし度候、以上

九月廿日 高橋唯吉
中條多膳様
間宮治左衛門様

手附吟味方
中川豊太郎

御大工頭見習
里村甚右衛門

手付吟味方見習
加藤猪三郎

手附場所立合役出役
水野清九郎

右ハ 御本丸・御天守・御深井丸并御多門々々御巡覽御用ニ付、明廿一日方口々出入不指支様仕度、御断申達候

卯九月廿日 御作事奉行

来ル廿三日 御本丸・御天守・御深井丸江可被為

成 御沙汰ニ付、右御場所向等御用人為見分、明廿一日昼後可相越旨、且亦別紙名前之輩も右同様相越候間、口々出入等不指支様致度旨、御作事奉行申達候可被得其意候、

仍右一通差越之候、以上

九月廿日 中條多膳

『詰物頭』

稻留平左衛門殿

御弓矢奉行衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉薬奉行衆

御天守鍵奉行衆

(書付)

掃除御中間頭 御作事方之義省

御門々々江 御作事方之義ハ達書ニ而申渡之

廿日

一 左之通申達候付、如例同心組頭江申渡之

御天守江可被為 成候二付、例之通、為御掃除同心六

人御当日朝六ツ時罷出候様仕度御達申上候

九月 御天守鍵奉行

廿一日

一 左之通申達候付、末々相見候通申渡之

来ル廿三日 御本丸・御天守江被為 成候付、差懸

病氣等二而私共之内若不出仕候節ハ、御固場所明申候二

付、為御手当御当日計目付役之内老入罷出候様ニ仰渡御

座候様仕度、仍之御達申上候

九月 御本丸番組頭

御巡覽之御当日、同役手当目付役之内、稻留与一郎江被

仰渡御座候様仕度、御達申上候

九月 御本丸番組頭

御本丸番目付役

稻留与一郎

右ハ 御本丸・御天守等江被為 成候当日、組頭代

り為手当、西鉄御門江相詰候様被申聞、心得方之義ハ各

方可被示談候

九月廿一日

廿一日

一 左之通申達候付、如例次ニ相見候通申渡之

御本丸・御天守江被為 成候御当日、御本丸番御番所

江同心式人、御深井丸江老入為加番、追振之通罷出候様

仕度御達申上候

九月

御本丸番目付役

廿一日

一 不明御門扉開試度旨、御作事奉行申聞候由ニ而、御本丸番目付役

都筑吉之丞相伺候付、承届候旨申談之

同

一 先達而申進候御上草履式拾足、廿二日請取度旨、御鉄炮玉藥奉行

申達候付、御用人江申遣之

同

一 左之通御用人方申越候付、末々相見候通夫々申渡之

明後廿三日九ツ時之御供揃ニ而 御本丸・御天守江被

為 成、御深井丸并御多門々々 御巡覽可被遊旨被

仰出候共、平服ニ而被為 成候付、罷出候輩も平服之

筈候

一 御具足(御)多門江被為 成候節 御代々御召御具

足・御添道具共御覽被遊候付、銚置筈候間、可有其御心

得候、且又 御本丸ニ指置候御褥・御刀懸 御天守

五重目ニ指置候御褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・

蠟燭・御上草履、其筋方引合有之候ハ、相渡候様、御小

納戸頭取・御同朋・御小人頭江申渡置候間、夫々宜有御

取計候

但御熨斗鮑ハ不指出筈候

一 御本丸 御殿中・御深井丸・御多門々々都而御案内御勤

之筈候

一 御簾奉行初、夫々御預り之所々江罷出候筈候

一 右之通都而御案内御勤之義二候へ共、若委 御尋等有

之節之為、御旗奉行以下夫々御預場所有之分ハ、其場所

おゐて御先立之前江相立筈候間、其御心得宜御取計候様

存候

右之外諸事追振之通可有御心得候、仍申進候、以上

九月廿一日

高橋唯吉

中條多膳様

間宮治左衛門様

猶々 通御道等追振与ハ相違二付、別紙御順書老通、為

御心得相達候

御順書

御本丸・御天守江為 御巡覽被為 成候付、御平服、

御数寄屋口方 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方

御意有之

御城代

御右之方

御意有之

御本丸詰物頭

同断南之方

御意無之

御本丸番組頭

御具足奉行

御鉄炮玉葉奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御意有之

御旗奉行

御深井丸番頭

御鎗奉行

御作事奉行

同所

御意無之

御弓矢奉行

南二之御門江御懸、同一之御門江被為 入、表御

玄開^(マ)二而 御下乗〔都而御城代御案内仕〕 御殿中

御廻〔御褥・御刀懸、先達而御上段江出置〕相濟候上、

御臺所二本戸口方小天守江被為 入、御天守五重目迄

被為 成〔御褥・御刀懸、先達而出置〕小天守江

渡御、夫方両錠口江御懸、御具足御多門北之口方被為

入、御矢櫓御多門御具足 御覽、辰巳御矢櫓下北之口

方御鎗御多門江 渡御、御鎗・御長刀等 御覽、同

所北之口方御旗御多門江被為 入、御旗 御覽之上、

同所北之方西之口方被為 下、矢来御門方不明御門、

夫方御深井丸御番所前江被為 懸、御旅筒御藏・大筒御

藏・三階御矢櫓〔二階御省キ〕・東西御弓矢多門〔御矢

櫓二階御省〕 御巡覽相濟而、御塩藏御門江被為

懸、元御春屋境御門外二而 御駕被為 召、元御春

屋御門より 帰御

帰御之節、御城代元御春屋御門内二蹲踞仕候付 御

意有之

已上

九月廿三日

明後廿三日九ツ時之御供揃二而 御本丸・御天守江被為 成、御深井丸并御多門々々 御巡覽可被遊旨被

仰出候、御平服二而被為 成候付、罷出候輩も (△) 平服之筈候、被得其意、御預り之場所江罷出候儀、如例可被心得候

一 右二付、都而拙者共御案内相勤候義二候得共、若委 御尋等有之節々、為御預場所之分ハ、其場おゐて御先立之前江被相立筈候、右之外諸事追振之通可被心得候、已上

九月廿一日 中條多膳

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆 熊沢又八 X

御鎗奉行衆

御本丸詰物頭衆 稻留平左衛門

御弓矢奉行衆

御鉄炮玉葉奉行衆

御天守鍵奉行衆

尚々、当朝五時拙者共見廻可致候、為心得申入候、已上

『稻留平左衛門』

尚々 御本丸二差置候御褥・御刀懸、其筋江引合次第

『○』可相渡旨申渡有之候間、懸合可被請取候、御熨斗

鮑ハ不指出筈候、且又当朝五ツ時拙者共見廻可致候、為

心得申入候、以上

『鍵奉行』

尚々 御天守五重目二指置候御褥・御刀懸・御屏風・

御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、筋々江引合次第『○同前』

『△』平服之筈候、被得其意御預之御場所江罷出候儀、如例可被心得候

一 御具足御多門江被為 成候節 御代々御召御具足・御添道具等 御覽被遊候付、鎊置筈候
一 右二付都而拙者共御案内

九月廿一日 中條多膳

御具足奉行衆

『△』平服之筈候間、諸事追振之通可被心得候、已上

九月廿一日 中條多膳

御作事奉行衆

御本丸番組頭衆

『御本丸番組頭計へ』

尚々、本文之趣御本丸番江茂可被申通候、以上

掃除御中間頭・同心組頭中江両組江一通宛

『△』平服之筈候間、諸事如例可心得候

『掃除御中間頭計へ』

但右二付当朝五時、我等共見廻筈候

御深井丸番頭計りへ

X尚々、本文被為 成候節、是迄吹貫御門前江被罷出候

處、当年ハ 御本丸江被為 成候節、東拍子木御門内

西之方、御旗奉行等罷出候場所江罷出候筈候、且当朝五

ツ時拙者共見廻可致候、為心得申入候

廿二日

一 左之通夫々方申達候付承置之、御鎗奉行之儀も一役欠ヶ候訳二ハ無之候付、御用人江茂何等不申遣

明廿三日 御本丸・御天守江被為 成、御深井丸并御

多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候付、私義罷出可

申候処、病氣難罷出不出御断申上候、以上

九月廿二日 熊沢又八

中條多膳様

猶々本文不出之儀、御用人江茂御断申達候、以上

同役森川崑兵衛儀病氣二付、今日方引籠申候、右之通二

付、明廿三日 御本丸江被為 成 御巡覽之節罷出不

申候、仍之申達候（以上）

九月廿二日 竹腰孫八郎

廿二日

一 左之通御目付方申達候付承知之旨及答、其内小天守之儀ハ此節

御召御具足御飭附居候付、差支候旨申遣之、左之役々江申渡之

以切紙致啓上候、明廿三日 御本丸・御天守・御深井丸

等江被為 成候付、為見廻明朝五時、同役林治左衛門・

林太郎兵衛・御徒目付組頭園田莊次郎・御徒目付青山嘉左

衛門・御徒目付並末永慶吉・山田儀左衛門・御徒目付見習

武藤庄兵衛・御小人目付・御小人押召具罷越候、右之内御

徒目付之儀（共）（者） 御天守江ハ召具不申候、仍為御

承知申進候、以上

九月廿二日 細井三左衛門

中條多膳様

間宮治左衛門様

尚々本文 御成御道筋之儀、不残相廻申候心得二御座候、右ハ常々見廻之節ハ不相越場所も御座候付、為御承知旁為

念申進候、以上

右返事端書二

尚々小天守儀ハ此節 御召御具足御飭附居候付差支候、

此段為御承知申入候、以上

御旗奉行 御深井丸番頭

御鎗奉行 御本丸詰物頭

御弓矢奉行 御具足奉行

御鉄炮玉葉奉行 御天守鍵奉行

掃除御中間頭 御（タ、）尚々々御徒目付之義ハ 御

所々御門々々 天守江不召具等之旨申談（御）

右之通申渡置候処、当朝両錠口通行之儀ハ、口々之申渡方

無之二付、通用指支候旨、稻留平左衛門申聞候由之處、都

而御道通無差支致度旨、林治左衛門見廻先二而相達候付承

届、其内境御門通拔之義ハ差支候旨申談、御用取扱役を以

稻留平左衛門并当番之御本丸番目付役江為申談之

廿二日

一 左之通申達候付、承置之

御多葉粉盆

但穂屋懸候御火入江御火能、御多葉粉盆其外家江入

右ハ明廿三日 御本丸・御天守江被為 成、御深井丸・

御多門々々 御巡覽被遊候節、為御持可仕旨、御小納戸

頭取江伺相濟申候付、御達申上候

廿二日

九月廿二日

御数寄屋頭

一 左之通御番所御門々々等江申渡并、次二相見候通、夫々追々申達候付、節々詰番同心を以申渡之

御城代御用取扱役出役

川合惣右衛門

御城代方役所懸り

御中間老

右八明廿三日 御本丸・御天守等江被為 成候御用二

付 御本丸・御深井丸等江相越候間、所々御門々々出入

差支無之様可有心得事

九月廿二日 御城代

明廿三日 御本丸江被為 成候付、不明御門明ケ候節

之為、御中間兩人東拍子木御門右同所迄出入指支無之様、

可有心得事

九月廿二日 御城代

御成御当日、私共糲役共御深井丸御塩蔵江罷出候事ニ御座

候、外之方江参り候而ハ遅成御間欠ケ可申哉之程無覚束奉

存候、先例之通東一二之御門右境御門出入之儀御達申上候

九月 御天守鍵奉行

来ル廿三日 御本丸・御天守江被為 成候付 御本丸・

御深井丸江御当日見廻り申候付、境御門通行、去ル亥年之

通差支不申様被仰渡御座候様仕度、仍之御達申上候

九月

御本丸番組頭

右之通相達（申渡）置候処、書面ニハ東一二之御門之義不相見候付、東一二之御門之儀ハ差支候旨、稻留平左衛門右御用取扱役迄申聞候由ニ付、組頭導分而当朝東一二之御門通用之断申達候付、平左衛門へ申渡之

左之通御用人申越候付、例之通詰番を以申渡之

早道

御中間老

御次草履取扱候

御中間五人

右八明廿三日 御天守江被為 成候付 御本丸内通行之

儀、其筋江被仰談被下候様仕度、御達申上候

九月廿二日

御中間頭

明後廿三日 御本丸・御天守被為 成候付、拙者共召連

候小使・御中間五人、御門々々口々通用之儀御断申達候

九月廿一日

御近習

（欄外）

『天保二卯年二月廿二日御延引、同廿八日之処、天氣相ニ仍再御延引、

三月十日ニ 御巡覽相濟、其節三度断有之、毎度

月日 中奥勤

ト有之、是御近習ト書来ラレシヲ被改之初ト見ユ』

廿三日

一 昨日於 營中治左衛門方江御用人高橋唯吉方左之書付相渡 御
巡覽相濟 帰御之節、引付ニ而罷出候輩出場所之義、元御春屋
御門外御堀端辺北向キ、或ハすしかいニ成共 帰御之節道通り
恰好見計罷出可然候、出場所之義書入候得ハ指圖ニ相成候付省キ
置候間、宜取計候様ニと唯吉申聞候由、今朝見廻り之節右役々江
申談之

但御深井丸番頭之儀ハ、引付無之様ニも相見、以前之御順書ニ
御番所江付罷出居候様ニ相見、御送りニハ罷出様ニ相見候間、
其段ハ差畧之上申談候様、是又唯吉申聞候由、然處今日ハ右役
熊沢又八儀病氣不出いたし候旁、何等不申談候事
御本丸江被為成 帰御之節、御旗奉行・御鎗奉行・御本丸詰物
頭・御深井丸番頭出場所之事

廿三日

一 左之通御用人より申越候付、書面之通ニ而都而宜旨及答、右之趣
夫々江も申談之

以手紙拜呈仕候、益御勇健被為渡、日出度御儀奉存候、然
者今日 御本丸江被為 成候節 御座敷向を初御多
門々々ニ而 御上草履被為 召候御場所々々江ハ 上
被為入候已前方御上御草履並らへ有之候心得ニ御座候、右
之通ニ而御座候哉、且御庭江被為下候節ハ、御上御草履之
儘ニ而被為 下 御上御草履被為 召候所ニ而、御上御
草履ニ被為召替候積ニ而御座候、右之段一寸奉伺度奉存候、
且亦 御玄関ニ而 御下乗之節、直ニ御上御草履被為
召候事ニ御座候哉、左候ハ、御下乗之御場所ニも御上御草

履並らべ有之候哉之義も奉伺度、乍御面倒貴答ニ御一筆奉
願上候、右之通ニ已前方並らへ有之候得ハ、甚宜敷御座候、
夫^為□先々奉伺候、已上
九月廿三日 高橋唯吉
中條多膳様

右ハ 御天守 御成御用ニ付請取置候処、御用相濟候
間、明日方揚之儀御達申上候
九月廿四日 御天守鍵奉行

右ハ今日 御天守江御用ニ付、封番罷出候様仕度御達申
上候
九月廿三日 御天守鍵奉行

拾人 御中間
右ハ 御天守 御成御用ニ付請取置候処、御用相濟候間、
明日方揚之儀御達申上候
九月廿四日 御天守鍵奉行

御天守江 御成御用ニ付、御中間拾人并封番御中間四人請
取置候処、御用濟ニ付、明廿五日方揚之義、鍵奉行相達候

由、仍之御紙面之趣致承知候、以上

『御用人』

高木八郎左衛門

九月廿四日

中條多膳様

一 御巡覽之節、掃除等行届候付、御中間頭初御沙汰品申達、夫々被下候趣、十二月内密留并日帳ニ委細記之

一 文政六未年十月八日

左之通御用人申越候付、次ニ相見候通、夫々申談之

来ル十九日頃

御本丸・御天守江被為 成、御深井丸

并御多門々々

御巡覽可被遊 御沙汰候、仍申進候、

以上

十月七日

佐藤源左衛門

中條多膳様

小笠原三九郎様

右御沙汰相止

十一月三日

一 左之通御用人申達候付、庄右衛門方江も相達之、明日当日共可見廻旨、時刻等申合之上、次ニ相見候通夫々申通辞候

(欄外)

『四日 御城代衆・御用人衆御見廻候趣、留記ニ見ユ』

明後五日九時之御供揃ニ而 御本丸・御天守江被為 成、

御深井丸并御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候、

御平服ニ而被為 成候付、罷出候輩平服之筈候

一 御具足御多門江被為 成候節 御代々御召御具足・御

添道具共 御覽被遊候付、筋置筈候間、可有其御心得

候、且又 御本丸ニ差置候御褥・御刀懸 御天守五重

目ニ差置候御褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟

燭・御上草履、其筋方引合有之候ハ、相渡候様、御小納戸

頭取・御同朋・御小人頭江申渡置候間、夫々宜有御申渡

候 但御熨斗鮑ハ不指出筈候

一 御本丸御殿中・御深井丸・御多門々々都而御案内御勤之筈候

一 御本丸詰物頭初夫々御預り之所々へ罷出筈候

一 右之通都而御案内御勤之儀ニ候得共、若委 御尋等有之節之為、御本丸詰物頭已下夫々御預御場所有之分ハ、其場所おるて御先立之先江相立筈候間、其御心得宜御取計候様存候

右之外諸事追振之通可有御心得候

十一月三日

十一月四日

一 左之通御用人申達候付、最初申通置候輩江夫々申通之

明日御差支ニ付 御本丸 御巡覽御延引被 仰出候、

仍申進候、以上

十一月四日

千賀与八郎

小笠原三九郎様

下條庄右衛門様

十二月五日

一 左之通夫々申談之、但起り之儀ハ十二月朔日日帳ニいさゝる見ル

先達而 御巡覽就被 仰出候、御預御道具夫々ニ御飾

付被致置候処 御巡覽御延引相成後者其儘御飾付いたし被

置候ハ、先々仕舞置候様可被心得候、已上

十二月五日

小笠原三九郎

御鎗奉行衆

御旗奉行衆

御弓矢奉行衆

御鉄炮玉菓奉行衆

『御具足奉行へハ最初起り之節申談置候付爰ニ省』

文政七申年

二月廿三日

一 御本丸・御天守初 御巡覽之儀、最早 御発駕御日間も無之相

成候付、此度之儀ハ御延引被 仰出候旨、於 當中『御用人』

佐藤源左衛門相達候付、最前申談置候向江夫々申渡之、且又先達

而 御巡覽被 仰出候節 御本丸御殿中江寄七敷等御作事方

取計置候趣ニ相見候処、右ハ 御巡覽之節之取計候而ハ御費用

も可懸哉ニ付、其儘指置候而も可然候付、此段勘弁次第取計候様

御作事奉行江端書ニ申談置候支

天保二卯年

二月十六日

一 左之通御用人申達候付、次ニ相見候通夫々申渡之

中納言様来ル廿二日 御本丸・御天守并御深井丸江可被

為 成御沙汰ニ御座候、尤委細ハ追而可申進候、以上

二月十六日 佐藤源左衛門

阿部石見様

鏡嶋七郎左衛門様

尚々東西御弓矢御多門之外、御多門々々江ハ不被為 成筈

候、此段為御心得申進候、以上

二月十九日

一 左之通申達候付、詰番同心を以申渡之

来ル廿二日 御本丸・御天守江被為 成候節、拙者共

召連候小使・御中間式人、御門々々口々通用之儀御断申達

候

二月十九日 中奥勤

同日

一 左之書付御用人相達候付、末々相見候通夫々申渡之

中納言様来ル廿二日九ツ時之御供揃ニ而御数寄屋口方

出御御步行ニ而 御本丸・御天守・御深井丸江〔被〕為

御巡覽可被為 成旨被 仰出候間、諸事追々及御引

合候通御心得候様存候、尤罷出候輩平服之筈候

一 御本丸ニ指置候御褥・御刀懸 御天守五重目ニ差置候御

褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、

其筋方引合有之候ハ、相渡候様、御小納戸頭取・御同朋・

御小人頭江申渡置候間、夫々宜御取計候様存候、且亦御慰

斗鮑ハ不指出筈候

一 御本丸御殿中・御深井丸等都而御案内御勤之筈候

一 御順書并圖面壹枚進之候、圖面ハ之儀ハ追而御指戻候様致

度候、尤右之通ニ而若々御指支之儀も候ハ、早速御申聞

候様致度候

一 各様御案内之儀ハ御兩人ニ而御座候哉、又ハ御老人ニ而御

勤候哉、前振致承知度候

一 御旗奉行初御預り之場所等有之輩、東拍子木御門内ニ而

御目見有之筈候間、如例御心得候様存候

一 都而御案内御勤之義ニハ候得共、若委 御尋之節之為、

御旗奉行初御預り場所所有之輩、其持場計 御先立之前江相

越候前振ニ候処、此度ハ其儀ニ不及筈候

一 御弓矢多門江可被為 成哉之旨相達候得共、右之儀ハ相

解申候、御多門々々江 御成ハ無之候

右之外諸事准例宜御取計候様存候

二月

(欄外)

一御用人衆 今度 御本丸御巡覽ニ付、御案内之儀ハ拙者共兩人

ニ而相勤候哉、又ハ一人ニ而相勤候哉、前振御承知有之度旨、御申

聞候趣遂吟味候処、兩人代ル々々御案内申上候前振ニ候事

二月

御順書

御本丸・御天守江為 御巡覽被為 成候付〔御羽織・

御袴〕、御数寄屋口方御歩行二而 出御、東拍子木御門

江被為 入

御〔右〕『左』之方

御意有之 御城代

同所南向

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御具足奉行

御鉄炮玉菓奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

御鎗奉行

御作事奉行

御弓矢奉行

南二之御門江 御懸、同一之御門江被為 入、表御玄

関より被為 成〔都而御城代御案内仕〕 御殿中

御廻り〔御褥・御刀懸、先達而御上段江出置〕 相濟而、上

御臺所二本戸口方小天守江被為入 御天守五重目迄被為

成〔御褥・御刀懸先達而出置〕、小天守江 渡御、夫方

明御門江被為 懸、東御弓矢多門際御櫓江被為 成、

夫方三階御櫓 御覽相濟而、透御門・吹貫御門江 御

懸

御右之方番所前 御深井丸番頭

一間戸江被為 懸、戌亥角二階御櫓江被為 成、再一

間戸江被為 懸、吹貫御門前・西拍子木御門・東拍子木

御門江 御懸り 帰御

帰御之節、御城代東拍子木御門内蹲踞仕候付 御意有

之已上

『右二付、御城代衆鏡嶋殿方夫々御通辞有之』

中納言様来ル廿二日九時之御供揃二而御数寄屋口方 出

御、御歩行二而 御本丸・御天守・御深井丸江為 御

巡覽可被為 成旨被 仰出候、『○』右二付東拍子木御

門内二而御目見有之筈候、如例可被心得候、尤平服之筈候、

已上

二月十九日 鏡嶋七郎左衛門

御旗奉行衆

御鎗奉行衆

御作事奉行衆

尚々当朝五時見廻可申候、為承知申入候、已上

一 都而御案内拙者共相勤候義二ハ候得共、若委 御尋之節

之為、御預場所所有之輩、其持場計 御先立之前江相越候前

振二候処、此度ハ其義二不及筈候

一 御本丸二差置候御褥・御刀懸、其筋江引合次第相渡筈候間、

懸合可（口）（被）受取候、且御熨斗鮑ハ不指出箬候、諸事准例宜被取計候、已上

二月十九日

『御本丸詰物頭』

川澄三郎右衛門殿 尚々同断

都而

一 御天守五重目ニ指置候御褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、筋々へ引合次第相渡箬候間、懸合可被請取候、且又御熨斗鮑ハ不指出箬候、諸事准例宜被取計候、已上

二月十九日

御天守鍵奉行衆 尚々同断

都而

一 東照宮御召御具足 御代々御召御具足・御添道具等、小天守ニ銚置候儀等諸事准例宜被取計候、以上

二月十九日

御具足奉行衆 尚々同断

都而

一 比日申談候東西御弓矢多門江被為 成候義ハ相止、不明御門方東御弓矢多門際御櫓江被為 成箬候、諸事准例宜被取計候、以上

二月十九日

御弓矢奉行衆 尚々同断

都而

一 比日申談候東西御弓矢多門江被為 成候儀ハ相止、不明御門方東御弓矢多門際御櫓江被為 成、夫方三階御櫓御覽相濟而、透御門・吹貫御門江 御懸、榎多御門脇一間戸江被為 懸、戌亥角二階御櫓へ被為 成箬候、諸事准例宜被取計候、以上

二月十九日

御鉄炮玉葉奉行衆 尚々同断

一 比日申談候

二月十九日

御本丸番組頭衆 尚々同断

【○】右二付、各儀御藏御門前二而 御目見有之箬候、如例可被心得候、尤平服之箬候、已上

二月十九日

御深井丸番頭衆 尚々同断

掃除御中間頭へ

【○】右二付、罷出候輩平服之箬候

一 比日申談候東西御弓矢多門江被為 成候義ハ相止、不明御門方東御弓矢多門際御櫓江被為 成、夫方三階御櫓御覽相濟而、透御門・吹貫御門江 御懸、榎多御門脇一間戸江被為 懸、戌亥角二階御櫓江被為 成箬候、諸事准例宜被取計候

但当初五時我等共為見廻相越筈候

二月

御番所御門々

『○』右二付、罷出候輩平服之筈候

一 比日申談候——諸事如例可心得候

但同断

二月

今度 御巡覽之節、御弓矢多門江可被為 成哉候義、

比日申入候処、右之義ハ相止、東御弓矢多門際御櫓・三階

御櫓・月見御櫓へ被為 成候筈候、為承知申入候、已上

二月十九日

御作事奉行衆

二月十九日

一 左之通御用人江相達候処、次二相見候通申達候付、前々相見候通、

御具足奉行江談事候

今度 御本丸初 御巡覽二付 東照宮御召御具足

御代々御召御具足・御添道具等、追振之通小天守ニ為鑄置

可申哉、小天守上へハ不被為 成義二候哉之事 中納

言様今度 御本丸初江 御巡覽之節 東照宮御召并

御代々御召之御具足等御鑄并、小天守上江可被為 成哉之

儀、昨日御問合有之候、右ハ別件 御召御具足等追々之

通御鑄有之、小天守上江も可被為 成候間、其御心得宜

御取計候様存候、以上

二月廿日 佐藤源左衛門

鏡嶋七郎左衛門様

二月廿日

一 左之通御用人申達候

明後廿二日 御本丸初江 御巡覽二付 御成之節各

様御忝人東拍子木御門内江御出、御忝人ハ表御玄闕江御出、

御案内御勤 掃御之節ハ西拍子木御門内ニ而御案内之各

様御忝人御披有之、御忝人ハ先達而東拍子木御門内江御廻

有之候方、御都合宜相見申候、仍申進候、以上

二月廿日

佐藤源左衛門

阿部石見様

鏡嶋七郎左衛門様

尚々本文之通二付圖面忝枚進之候、右ハ御報ニ御指戻候様

致度候、御順書之儀ハ替義無之候得共 御成之節東拍子

木御門内ニ而各様江御意ハ無之筈ニ相成申候、勿論 掃

御之節ハ同所ニ而 御意御座候、已上

『諸色請取之達、御中間渡り方之達、諸事御先例之通、其内已前二不

見ケ条等、左之通ニ相見候』

二月廿日

一 左之通御本丸番目付役西鉄御番所方申達候付、御番所方指出候書

付二伺之通可心得旨、以付札申渡之

覚

一 御本丸不明御門江 同心式人

一 御深井丸御塩藏御門江 同心式人

右ハ明後廿二日 御巡覽二付、追振之通夫々江相詰候様

仕度、仍之御達申上候

卯二月廿日

御本丸番目付役
井上千右衛門

口上之覺

文政二年卯九月廿三日 御巡覽之節ハ、左之通相勤申候

一 不明御門江 式人

一 御境御門江 式人

一 御塩蔵御門江 式人

一 元御春屋入口御門江 式人

一 榎多御門江 式人

一 両御丸御番所江為火之番 式人

但是ハ當時詰番御中間相詰居候様相成候故、分ヶ而
火之番ニハ不及旨、御本丸番方被申聞候

先年ハ右之振ニ相勤候事ニ御座得共、今般之義ハ 御道

筋も被為凌候御事故、左之通

一 不明御門江 式人

一 御塩蔵御門江 式人

一 榎多御門江 式人

今般之御道筋ニ而ハ、右之通ニ出勤仕候而ハ如何御座候哉、
仍之奉伺上候、已上

卯二月 西鉄御番所

二月廿一日

一 左之通申達候付、詰番同心を以御番所江申渡之

今般 御巡覽ニ付、御見廻之節々私共召仕、行馬御門方

小天守下迄出入差支不申候様仕度、御達申上候

同日

二月廿日

御本丸番組頭

一 左之通申達候付、次ニ相見候通申渡〔被仰渡ハ畧而不写之〕

中納言様明日 御本丸江 御成之儀、天氣相ニ付御延

引、来ル廿八日之筈被 仰出候間、諸事追々及御打合之

通、御心得候様存候、以上

二月廿一日

佐藤源左衛門

阿部石見様

鏡嶋七郎左衛門様

二月廿四日

一 左之通申達候付、次ニ相見候通及返報候処、人別等申越候付御番
所御門々々江申渡之

中納言様今度 御本丸初江被為 成候付而ハ、先例之

圖面等を以取調候得共、此度ハ御差畧之品も有之旁、品々

相透之義も致出来、追々申上替候儀も有之、御不都合相成

候、就夫調方御右筆之儀、拙者共前廣相越候節引連相越、

於御場所御模様申談候得ハ、都合宜調筋行届可申与存候、

尤御用ニ付而ハ諸役配下末々迄も、頭々ニ差添相越候儀ニ

候間、明後日拙者共御場所江相越候節、引連相越候儀指支

無之様致度方ニ存候、尤御右筆之儀 御隠密之儀も申談、

此度体 御成ニ付而ハ、圖面を初拙者共見及ひ候御模様迄

も不包申聞取調候儀ニ有之、且御軍用之義專取扱候御役儀

ニ付、外役与ハ訳も透ひ候条、旁宜御評儀御座候様致度申

達候、已上

二月廿四日

佐藤源左衛門

阿部石見様

鏡嶋七郎左衛門様

御右筆

長野藤三郎
荒尾小三郎

中納言様今度 御本丸初江被為 成候付而ハ、調方御

右筆明日御越之節御引連有之度旨、昨日委曲御申越候趣、

無余義訳二候得共、容易ニ出入難相成御場所ニ付差支候、

然共御場所御模様心得不罷在候而ハ、調方不行届段も無余

儀事ニ付 御天守・小天守・御殿中之外御引連御越之義

ハ夫々可申渡候間、人別御吟味御申越可在之候、仍申進候、
以上

二月廿五日

鏡嶋七郎左衛門

佐藤源左衛門様

尚々本文三ヶ所も出入不致候而ハ差支之義二候ハ、其段

年寄衆江御申達可有之候、已上

中納言様今度 御本丸・御天守・（小天守・）御深井丸

江被為 成候付而ハ、今日拙者共御場所江相越候節、調

方御右筆引連相越度旨相達候処、無余義訳故 御天守・

小天守・御殿中之外御引連候儀、夫々御申渡可有之候間、

人別吟味可申進旨等、御紙面之趣致承知、則人別別紙之通

候間、宜御取計候様致度候、已上

二月廿六日

佐藤源左衛門

鏡嶋七郎左衛門様

御右筆

筒井弥一郎

一 左之通御用人江申遣候処、次ニ相見候通申越候

『東拍子木御門内御迎場所、古体相改新風之立初候事』

今度 御本丸御巡覽之節、拙者共忝人 御成之節、東

拍子木御門内御（右）『左』之方へ罷出、忝人ハ 帰御

之節同所東之方ニ罷在候御調二候、右ハ 御成之節も

帰御之節同様東之方ニ罷在候方御場所江付、都合宜相見

候条、右之通相成候而ハ如何可有之哉及御懸合候、以上

二月

鏡嶋七郎左衛門

佐藤源左衛門様

明廿八日 御本丸初江被為 成候節 御成・帰御共

各様東拍子木御門内東之方ニ御忝人ツ、御出候様存候、尤

先達而相達候通、帰御之節計 御意有之筈候

一 御弓矢御櫓・三階御櫓之窓懸戸、御当日ハはつし候筈

一 御深井丸内三階御櫓南江附候場所見計ひ、御手水所一ヶ所出来候様、御作事奉行江申談候

阿部石見様
鏡嶋七郎左衛門様

一 不明御門方御弓矢御櫓江之道筋ハ、右御門御右之方方被為入、月見御櫓江ハ一間戸通り、直ニ御土居上江之御道筋御往来共被為 成可然与存候、仍申進候、已上

〔挟込文書〕
「御草り〔元ハ御庭預支配之者組頭、天保十四外〔口〕二ハ御小納戸衆取引有之〕奥村貞蔵□□」

二月廿七日 佐藤源左衛門

鏡嶋七郎左衛門様

〔欄外〕
『本文御弓矢・玉薬両奉行へも被仰通有之』

三月九日

一 明日 御本丸等江被為 成候付、年寄衆登 城之筈候間、東鉄御門加番同心五時罷出候様可申渡旨、御目付申達候付、両組同心組頭江申渡之

三月九日

一 左之通御用人申達候付、御門々々口々出入方之義、詰番同心を以申渡之、御用人江ハ出入之義ハ申渡候間、於場所之義ハ拍子木御門内御作事本ノ所ニ而、右役筋之者江為承合候様返報申遣之
明十日 中納言様御本丸好江 御成ニ付而、御手当之御手水所式ヶ所江為御草履等取扱、御庭預支配之者組頭山内五助、奥御露地之者式人明朝罷出候間、宜敷御取計有之様存候、且又何連之場所江向罷出可然哉否、御申聞有之様致度候、仍申進候、已上

三月九日

『御用人』
高木八郎左衛門

『諸役所御迎出場所之覺大略書拔』

一 御具足奉行之伺

追振御巡覽之節、私共義ハ 出御之節計り東拍子木御門内

不寝〔御〕番所西之方ニ扣罷在、拜伏仕候義ニ御座候

一 役所同心并御職人共追振御巡覽之節ハ、御具足多門北之端

口方入御ニ付、右口方南御土居下ニ並居、拜伏仕候義ニ御

座候

〔欄外〕

『職人とハ

御着込師市久郎〔小嶋卜号〕、御甲冑師明珍内匠、右式人御目通江

出ル

○小天守江御上り之節、奉行兩人御跡方上り、一人二階上り口御縁通

東之方ニ罷在、一人ハ御召之間入口同所御縁通ニ罷在候由、右之者

御召御覽不相済已前ニ下り最前罷在候、下之口東之方ニ罷在、二階

方同東之方御縁通ニ罷在候、一人ハ始終右之場所ニ罷在候由、是ヲ

右役ニ而ハ御固と云へり

○鏡嶋殿御達書面ニ御固与申訳ハ有之間敷ト有り』

一 小天守江被為 成候節ハ、御預場所入口方東之方ニ私共兩

人并、御天守石垣東之方ニ同心忝人扣罷在、拜伏仕候追振

ニ御座候

御本丸番組頭

御本丸御番所西之方江忝人、御深井丸御番所前之方江忝人、

榎多御門際ニ一人御固として罷出候、前振ニ〔御座〕候

御深井丸番組頭

御蔵御門前番所之前江出候振ニ候

御天守鍵奉行

小天守下雁木之所江兩人罷出、并 御天守五重目上り口

階子下ニ兩人扣居候追振ニ候

御弓矢奉行

東拍子木御門内ニ而御目見仕候輩之内、御弓矢奉行之義ハ

忝人罷出候由ニ候処、是迄之通無差別罷出可然

東御弓矢多門へ被為 成候節ハ、東入口外ニ不残罷出、三

間程後江同心忝人罷出、西御多門之義ハ、東入口外南之方

ニ奉行一人、後ニ同心忝人罷出、出口々々ニも奉行一人ツ、

罷出候例之由

御作事奉行

御目見仕、夫方御供仕候由、右下役之義ハ奉行罷出候後江

引下罷出候引付ニ而、是又御跡方召連候追振之由

御鉄炮玉薬奉行

御櫓之口々江罷出、同心も跡へ付罷在候由

掃除御中間頭

掃除御中間頭・同組頭・御中間之儀、西拍子木御門内御旗

臺前江罷出候先例ニ候、右者御場所御掃除筋候付、不罷出

候而ハ難成、要用之者共ニ付、引付之通罷出可然哉之事

但右御中間頭之義、拙者共用向へ付、御跡ニ付御供い

たし、組頭之義ハ御中間召具、拙者共草履指引いたし

御旗奉行・御鎗奉行

御成之節・帰御之節も最初御目見之場所辺江被罷 出、

并同心之義ハ御成之節、御玄関前東之方江罷出候振ニ
候処、今度ハ各被罷出候ニ不及筈

『以上、天保二卯御巡覽之節、御道辺へ可成丈不入様ニ被成候振之
節吟味一条抄出也、委敷ハ出場所等御用人へ懸合一卷卜云、所々見
エタリ、右御城代方御巡覽留』

〔貼紙〕
「前大納言様、初中納言様ニ而、天保二卯調可成丈御道通へ御目見之
人不出様ニとの事

右ハ此御代之御倣として人多罷出奉拜事、御いやニ被思召し也、仍
之御延氣之御成迎へも見物人の立込事を甚制し、町ニ而ハ遠くより
せ切りし也
甚秘西下り」

天保六未年

二月六日

一 左之通御用人申達候付、次ニ相見候通、夫々申談之『イ』印之通、
問合旁申遣之處、『ロ』印之通申達之、但図面之義去ル卯年之通
ニ付留畧

大納言様来ル廿日過 御本丸・御天守・御深井丸 御
巡覽可被遊旨 御沙汰ニ御座候、諸事去ル卯年被為
成候節之通御心得候様存候、仍 御順書并圖面式数進之
候、右之通尔而若御差支之儀も御座候ハ、早速御申越候
様致度候、以上

二月五日

肥田孫左衛門

成瀬豊前様

猶々本文圖面御見合相濟次第、早速御戻候様致度候、以上
追啓

御巡覽之節、各様御案内之義ハ御兩人ニ而代ルく御勤之
段、前振去ル卯年御申聞之趣も御座候処、差懸り御病氣等
之節ハ御壺人ニ而御勤御座候哉、調方江付此段も承知致度
候、以上

御順書

御本丸・御天守江為 御巡覽被為 成候付〔御羽織・
御袴〕、御数寄屋口方 御歩行ニ而 出御、東拍子木
御門江被為 入

御左之方西向

御城代

同所南向

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御具足奉行

御鉄炮玉藥奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

御鎗奉行

御作事奉行

御弓矢奉行

南二之御門江

御懸、同一之御門江被為

入、表御玄

関方被為

成〔都而御城代御案内仕〕、御殿中

御廻

り〔御褥・御刀懸、御上段江出置〕相濟而、上御臺所二本

戸口方小天守江被為 入、御天守五重目迄被為 成〔御

褥・御刀懸、先達而出置〕小天守江 渡御、夫より不明

御門江被為 懸、東御弓矢御多門際御槽江被為 成、

相濟而三階御槽 御覽、夫方透御門・吹貫御門江 御

懸

御右之方御番所前

御深井丸番頭

一間戸口江被為懸、戌亥角二階御槽江被為 成、再一間戸

江被為 懸、吹貫御門前・西拍子木御門江 御懸 帰御

帰御之節、御城代東拍子木御門内二蹲踞仕候付 御

意有之

以上

『イ』大納言様来ル廿日過 御本丸初 御巡覽可被遊旨

御沙汰二付 御順書并別紙圖面式数御指越之、委曲頃日

御申越候趣遂吟味候処、書面之通 御廻被遊、御差支之

筋無之候、仍右圖面式数令返戻候

一 右二付、拙者共御案内之儀、兩人二而代ルく相勤候段、

去ル卯年相達置候処、指懸り病氣等之節ハ、忝人二而相勤

候哉可相達旨御申聞之趣令承知候、右ハ指懸り病氣等之節

ハ尤一人二而相勤候心得二候、其内兩人二而相勤候節ハ、

最初東拍子木御門内二忝人、御玄関江一人罷出 帰御之

節ハ西拍子木御門内二而忝人相披候得ハ、東拍子木御門江

相廻り候前振二候處、今般若一人二而相勤候節ハ、東拍子

木御門内江罷出 御目見濟之上、御先江駈拔、御玄関二

而御待請申上、夫々御場所御案内申上 帰御之節西拍子

木御門西迄致御先立、御行列相立候節、東拍子木御門江相

廻り候方ニ可有之哉、又ハ最初東拍子木御門内江罷出候義

相省、御玄関江罷出 帰御之節ハ西拍子木御門内迄御先

立申上、東拍子木御門江相廻り候義相省候方ニ可有之候哉、

及御懸合候事

但文化十二亥年 御巡覽之節、一人病氣二罷在、一人

二而御案内申上候義有之候得共、留冊書篋尔而難相分、

本文之通及御問合候事

一 文化十二亥年 御巡覽之節、並役野村佐大夫勤方之儀及

御懸合候処 御名代御使之外、本役之勤向無之候付、拙

者共同様相勤候二ハ及間敷　御目見之節ハ罷出可然旨御申聞有之候付而ハ、今般渡辺半十郎・山吹儀兵衛義前振之通　御目見二ハ罷出候方可然哉、去ル卯年　御成之節ハ、定例罷出候役々之内、御省相成候向も有之候付、及御問合候事

二月

『口』御本丸初近々　御巡覽之節、当時御老人二付　御目見

御出方等之儀、皆御問合之趣致承知候、右ハ　御成之節

東西拍子木御門内江御出二不及、御玄開^開二而御待請、夫方

御案内初　帰御之節西拍子木御門迄　御先立之上、右

御門外二御蹲踞、例之通御目見　御意有之筈候

一　右之節渡辺半十郎方・山吹儀兵衛方出方之義も御問合有之候、右ハ　御目見二被罷出二不及筈伺相濟候、仍申進候、

已上

二月廿四日

肥田孫左衛門

成瀬豊前様

二月

一　左之通淡路守殿被申聞候付、末二見候通申達之

御城代江

御本丸・御天守等江御用人為見分罷越候節、御右筆召連相

越候様致度旨、別紙申達候、右ハ差別等無之哉遂吟味可有

御申達候、仍右老通相渡候

天保六未

二月

大納言様今度　御本丸・御天守・御深井丸江被為　成

候付而ハ、御先例之圖面等を以取調候へ共、御差畧之品も御座候付、品々相透之義も出来仕、追々申上替候義も御座候而心配仕候儀二御座候、就夫調方御右筆之義、私共前廣相越申候節引連相越、於御場所御模様申談候得ハ、都合宜調筋行届可申義二奉存候、尤御用二付而ハ諸役配下末々迄も頭々二差添相越申候義二而、既御右筆之義、於江戸表武藝御覽之節々并、去ル辰年　公方様御立寄之節等も追々調筋二付、奥入をも仕候義二而、都而　御成二付而ハ圖面等を初、私共見及ひ申候御模様迄も申聞為取調候義二御座候、且　御軍用之儀、專取調候儀二御座候間、外役共訳も透ひ申候間、近日私共相越申候節、御天守・小天守・御殿中共相越候義、差支無御座候様仕度、仍之申上候

二月

御用人

御本丸・御天守等江御用人為見分相越候節、御右筆引連方之義二付、別紙書付被成御渡、差支之筋ハ無之哉、別吟味可申達旨、御談之趣致吟味候処、右書面二も相見候通　御成御場所御模様調方、御右筆心得罷在候半而ハ不模通之段ハ尤之筋二相見候へ共、右御場所之義ハ前々方致出入候役々之外、容易二出入難相成事二御座候、近來御勘定吟味役・御徒目付組頭出入相濟候得共、右御吟味役之義ハ御作事場所見分之節立合候筈相成、組頭之義前々小十人御目付之見通を以、御目付見廻之節召具候筈二相成、いつれも主役之勤向二御座候、御右筆之義ハ御用とハ乍申、全調方模通筋候付、御用人召連度主意二相見、右両役とハ聊差別も

有之、年来出入不致共済来候義、旁御太切之御場所、右役
出入之義差支申候、仍之右一通相添申達候

（天保六未）
二月

御城代

三月十一日

一 左之通申達候付、最前申通候役々江申渡之

明十二日 御本丸初為見廻相越候節 御本丸・御天守・

御殿中之外皆相越候節之振、御右筆引連相越申度、出入等
差支無之様宜御取計候様致度付、仍別紙名前書付進之候、
已上

三月十一日

『御用人』
肥田孫左衛門

成瀬豊前様

安井清太郎

大塚半次郎

天野孫太郎

石井八郎次

速水三十郎

富田善次郎

一 左之通夫々申達候付、伺之通可心得旨申渡之

御巡覽之節、私共并御中間組頭等、西拍子木御門内御旗臺

東江罷出申候、今般も右之通相心得可然哉、仍之奉伺候

三月

掃除御中間頭

三月十六日

一 左之通申遣之

大納言様明日 御本丸初江為 御巡覽被為 成候

節、西拍子木御門内 御案内之義、拙者相勤候旨相達置
候処、右御場所之義ハ御用人御案内之筈候、仍御承知申入
候、已上

三月十六日

成瀬豊前

土屋八十郎様

天保十一子年、今春〔月 日〕御入部初而 御巡覽之記之内 大

納言様〔齊莊公天保十亥年四月朔日 公義_(マ)方為御相続、市谷御屋形

江御入〕

二月廿日

一 左之通申達候付、詰番同心を以申渡之

明廿一日 御巡覽二付、黒木御書院南小庭仮御雪隠并、

上御深井丸三階御櫓南芝場之内仮御小用所共御役方等為見
分、明早朝奥御露地之者差向候間、御門々々口々出入差支
無之様致度申達候、以上

二月廿日

長坂傳六郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

二月廿六日

一 左之通申達候処、付札之通被申聞候付申渡之

御本丸初 御巡覽之節、御先立之先江其場所々々御預者

忝人ツ、相立候筈、文化十四丑年御談有之、其内掃除御中

間頭御先へ立候義ハ枯枝等為取片付候主意而已二付、御先

江御先_(マ)江立候義ハ不可然 御成已前精々為致吟味候様、

御談有之儀ニ相見申候、然処猶更致勤考候而ハ、精々吟味
ハ為致候得共、風烈等之節 御成先ニ而小枝等落懸間敷
物ニ而も無之、取除候者無之候而ハ指当不都合ニ相見、且
御深井丸手廣之場所ニ而、万一御通行之路次混雜いたし候
而ハ、迷惑之儀ニ有之場所功者之者無之候而ハ不安堵之義
ニ御座候条、右御中間頭御道見之積、拙者共先江相立候様
致度申合之趣申達候

二月

御城代

(欄外)
「年寄衆方之付札書面(御巡覽)」

御巡覽之節、掃除御中間頭御道見之積、御手前達先ニ相立候義、達
之通可有御心得候

二月

三月二日

一 前頭之趣申渡置候処、左之通申達候付、御用人江相達候処、次ニ
被相見候通申達候付、申渡之

御巡覽之節私共義御道見之積、御城代衆御先へ立候様可仕旨被
仰渡之趣奉畏候、就夫 御乘輿之御場所ハ御城代衆御先立無御
座候得共、御道見之趣江付、御城代衆御先立之有無ニ不拘、都
而御先へ相立候儀ニ御座候哉、此段奉伺候

但東拍子木御門方御玄闕迄 御乘輿ニ無之候共、御城代

衆御先立無御座御先例ニ御座候、此御場所之義ハ如何可仕
哉、并 掃御之節ハ 御乘輿ニ無之候ハ、西拍子木御
門迄御老人御先立御座候得共、私共義ハ 御乘輿之無差別

東拍子木御門内 御先ニ相立可然哉、是又奉伺候

二月

掃除御中間頭

別紙

御本丸御巡覽之節、掃除御中間頭御先江相立候義ニ付、過刻御
申越有之候、右者御道見之義ニ付、各様 御先立之有無ニ不
拘、東拍子木御門内ハ都而 御先江相立候様御申渡候様存候、
仍右一通致返戻候、以上

三月二日

津田武三郎

寺尾六郎右衛門様

渡辺半九郎

三月三日

一 今日佳節ニ付、登 城御礼濟之上、兩人共 御本丸江相越、
御待請申上候処、九半時比 御本丸江被為 成、御殿中御巡
覽被遊、夫方 御天守・小天守江被為 成、御代々様御召御
具足御覽相濟、夫御具足多門・御鎗多門・御旗多門・糰御多門迄
御巡覽相濟而 掃御被遊候事

但御深井丸御多門々々ハ重而 御上国之上 御巡覽可被遊
と之御模様相成候趣差懸り、御用人申聞候事
一 引付之通 御巡覽濟之上、再ニ之丸江罷出 掃御之御機嫌
相伺引取候事

一 右相濟而退出、夫方 新御殿『前大納言様、後二源順公』・御
屋形『源侂公御後殿、俊恭院様』江罷出、当日之御祝儀申上引取
候

六郎右衛門義八夫方 上使為迎、熱田驛江相越候事

『一 御本丸御殿中之繪筆者吟味之趣、天保十一子三日帳ニ見ユ

一 平常境御門・榎多御門通行方極、天保十二丑年二月十六日日帳
ニ見ユ』

頭書之写 『取扱役方調出、御城代衆御扣ニ成』

一 文化十二亥年 御巡覽相濟候上 帰御、御機嫌伺ニ之丸へ直ニ罷
出御用人江申達候、是ハ外役ニ無之御城代衆引付之由

一 文化八未年 御側・大寄合・御用人、境御門通用ハ不相成段、組
同心仍伺為申渡置候、御供之外ハ御目付も同様

九月二日之日帳ニ見ユ

一 文化七午年 御年寄衆 御本丸見廻候節、境御門通行不苦、右之
節御側・大寄合・御作事奉行・御年寄衆同道之事ニ付通行いたし
候筈、三月七日之日帳ニ見ユ

〔表紙題箋〕
「**閑秘録**」

御巡覽留 二二

〔朱文方印〕
「蓬左文庫」

『天保十亥年 源僖公様御遺領大納言様〔御歳三十〕』

亥十二月廿七日

一 左之通夫々旧臘御用人申達候付、末二相見候通申遣之

来春 御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸 御巡覽可

被遊二付、別紙御順書并圖面とも式通進之候、右之通二而若御

指支之義も候ハ、早速御申越候様致度候、以上

十二月十五日

津田式三郎

渡邊半九郎

荒川主馬様

横井伊折介様

尚々、本文圖面之儀相違之〔場〕所も有之候ハ、御申越候様致

度候、以上

追啓

御巡覽之節御案内之義ハ御兩人とも御勤候哉、又ハ御耆人二而

御勤御座候哉、此段も承知致度候、以上

御本丸・御天守江被為 成候付〔御服紗・御半襠〕、御数寄

屋口方 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方西向

御意有之

御城代

同所御右之方南向

御意有之

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御具足奉行

御意無之

御鉄炮玉葉奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

御意有之

御鎗奉行

御作事奉行

同所

御意無之

御弓矢奉行

南二之御門江 御懸、同一之御門江被為 入、表御玄関二而

御下乗〔都而御城代御案内仕〕、御書院江被為 成、御上段

〔御褥・御刀懸〕御着座〔御熨斗鮑先達而御座之御左江出置之〕、

于時御熨斗鮑〔御書院番頭・中奥勤〕之内持出 御前二備之〔御

右之方御側二置之〕

川澄三郎左衛門

右出席 御側江被為 召〔此節御次江退、脇差撤之〕 御手

自御熨斗鮑『被下置退座、御熨斗鮑○』『○』被下置候御礼御

年寄御取合申上退去、御熨斗鮑引之、夫方 御殿中御廻り相濟

而、上御臺所式本戸口より小天守江被為 入、御天守五重目迄

被為 成〔御褥・御刀懸〕御着座〔御熨斗鮑先達而御座之御

左江出置之〕、于時御熨斗鮑〔御書院番頭・中奥勤〕之内持出

御前二備之〔御右之方、御側二置之〕

兩家御年寄

御年寄

一同出席、老人ツ、御側江被為 召〔此節一同御次江退、脇差撤之〕御手自御熨斗鮑被下置退去（〇）

御城代

出席之次第同前相濟而、御熨斗鮑引之、所々 御覽畢而、小
天守江 渡御、夫方両錠口江（△） 御懸り、御具足多門北
之口方被為 入、御櫓御多門御具足（御覽、辰巳御櫓下北之口
より御鎗多門江渡御、御鎗・御長刀等） 御覽、同所北之口
方御旗多門江被為 入、御旗 御覽、同所北之口方櫓御多門
内通被為 成、同所北之方西之口方被為 下御駕被為 召、
矢来御門方東一之御門・同二之御門・堺御門・御塩蔵前通り御
塩蔵御門江 御懸り、東御弓矢御多門江被為 （成、御下乗
東之口より被為）入、同所御櫓・西御弓矢御多門・三階御櫓・
鑄御多門・磨御蔵・大筒御蔵・御旅筒御蔵 御巡覽相濟而、御
駕被為 召、透御門・吹貫御門江 御懸り

御左之方番所前

御意有之

御深井丸番頭

御蔵御門江被為 入御下乗、御蔵御構内方内通り戌亥角二階御
櫓江被為 成御覽畢而、麻木御多門・硫黄御多門前・榎多御門
脇一間戸江 御懸、御駕被為 召、御蔵前・吹貫御門前・西
拍子木御門・東拍子木御門江 御懸り 帰御
帰御之節、御城代東拍子木御門内二蹲踞仕候付 御意有之
以上

下ケ札

〔〇〕本文出席方追而改り候儀も可有之事

下ケ札

〔△〕本文小天守二而 東照宮御召御具足 御家御代々様御

〔召御具足 御覽被遊候事

来春 御入國之上 御本丸御巡覽被遊候節之御次第、御覽被遊
度与之御事二付、早速相廻候様、江戸表方申越候間、明便差下
度候付而ハ、頃日相達置候御順書并圖面とも御指支之有無御吟
味、明朝迄二御指越候様存候、以上

十二月廿六日

津田式三郎

渡辺半九郎

荒川主馬様

横井伊折介様

猶々初而 御本丸御巡覽之節ハ 御天守おゐて御人拂二而各様
御目見被 仰付候御振合も有之候哉与、江戸方問合申越候處、
文化八未年初而 御巡覽之節之御次第ハ、頃日相達置候御次第
之通二而、右様之御訳合ハ不相見候得共、各様御手前二而相分
候儀も候ハ、是又明日申遣度候間、否御申越候様存候、以上

来春 御入國之上 御本丸御巡覽被遊候節之御順書并圖面とも
御指越、差支之有無可相達旨等追々御申越候趣逐吟味候處、御
順書・圖面とも御調之通二而差支之儀不相見候、且又御案内申
上候儀ハ兩人代ルく相勤候振二相見候、其内去ル未年老人役
二候処、御沙汰之由二而、各与代ルく相勤候振も相見候、且

初而 御巡覽之節ハ 御天守おゐて御人拂二而、拙者共 御目見被 仰付候振有之哉与之儀遂吟味候處、文化八未年初而御巡覽之節、御人拂二而 御目見仕候儀不相見、今般御調之振二相見候、依最前御指越之御次第書・圖面共式数令返戻候、以上

十二月廿七日

横井伊折介

渡邊半九郎様

津田式三郎様

尚々別紙圖面之内札付置候所、御鉄炮藏与有之候得共、右ハ御塩藏二候、為御心得相達候、以上

正月廿日

一 左之書付渡邊半九郎・津田式三郎申達候付、次二相見候通申遣之

当春 御入國之上 御本丸・御深井丸 御巡覽可被遊候付

御對面所 御天守おゐて御熨斗鮑取扱も有之、并所々 御

下乘・御乘輿之御場所圖面二而ハ難弁不案内之儀二付、右御場所致拜見度候事

但文化八未年 前大納言様初而 御巡覽之節、一列共御場

所不案内二而致混雜候義も有之、旁以今般之義ハ兼而御場所

相弁置候様致度候事

正月

中奥詰

別紙書付御指越之宜取計否可相達旨、頃日御申越候、右ハ無余儀訳二付、人別二而尅兩人拜見可為致候間、人別御申越可有之候、尤拙者共 御本丸向江相越候節同道可致候間、日限之義ハ追而拙者共方可申談候、此段御申談可有之候、仍御差越候、

別紙尅通令返戻候、以上

正月廿日

横井伊折介

渡邊半九郎様

津田式三郎様

(欄外)

『本文之節、御弓矢多門初御飾相成候具合も見分被致度、御城代衆江申達宜哉、又ハ兼而其積二候哉と、御右筆方御用取扱役迄問合申越候、右ハ 御巡覽迄ハ未御目合も有之候付、御飾附ハ無之哉二候へ共、今日(廿四日也) 御城代衆御本丸見廻被相越候付、御飾附之義、役々江被申談候答候付、最早分ケ而達品二ハ不及段為及返報、其段役々江演達有之候事』

正月廿三日

一 左之通御用人相達候付、次相見候通夫々申渡之

御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候付、

右御場所為見分、来ル廿五日九時頃方拙者共相越申度、御差支無之哉、御問合申進候付而者、御多門等迄も出入不指支案内等之儀も如例宜御取計候様致度、仍申進候、以上

正月廿二日

津田式三郎

渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

猶々、本文為見分相越候節、如例御右筆引連相越申度、出入差支無之様、是又宜(御)(御) 取計候様致度候、尤人別之義ハ追而可相達候、以上

追啓、草履為取扱御中間三人召連申度、出入差支無之様致度候、尤右之者共出入不相成場所之義者、其筋より草履相廻候様致度、此段も申進候、以上

御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候付、右御場所為見分、明後廿五日九時頃方御越、差支等無之哉与、昨日委曲御申越候、右ハ差支之義無之筋々江申渡置候、仍相達候、以上

正月廿三日

横井伊折介

渡辺半九郎様

津田式三郎様

御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候付、右御場所為見分、明後廿五日九時頃より、『△』御用人相越筈候、『○』出入無指^マ差様、如例可被心得候、以上

正月廿三日

川澄三郎左衛門殿

御天守鍵奉行衆〔封番御小人目付・御中間・糺役出方之義申

渡候段、端書二相達〕

『○』御多門等出入不差支様、如例可被心得候、以上

正月

御旗奉行衆

御鎗奉行衆

御弓矢奉行衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉葉奉行衆

掃除御中間頭江
『△』御用人相越筈候、如例可心得候

但草履為取扱、御中間三人召連候得共、出入不相成場所ハ草履相廻候様致度旨申達候、宜取計候
正月

御門々々御番所々々
『△』御用人相越筈候口々出入不差支様、如例可心得事

但草履（可）（為）取扱、御中間三人召連候筈候、是又出入不差支様可心得事

正月廿三日 御城代

明後廿五日九時頃 御天守出入有之候間、（⊕）封番御小人目付罷出候儀、如例御申渡可有之候、以上

正月廿三日

御目付衆様

御用人衆様 封番御中間与認替

同心組頭江一通ツ、

⊕糺役出方之儀、如例可心得候

（欄外）

『本文追々懸合候与之儀ハ、最初耆兩人拝見可為致段申遣候処、十人程も拝見不為致候而ハ都合不宜旨二而、式三郎方直筆手紙を以段々申越候趣も有之候付、差畧を以今般ハ別紙人別同道拝見為致候事』

正月廿四日

一 左之通相達候付、次二相見候通申渡之

追々及御懸合候中奥勤 御本丸初 御天守拝見相越候人別相尋候処、別紙之通申出候付、右壺通進之候、宜御取計候様存候、以上

正月廿三日

津田式三郎

渡辺半九郎

横井伊折介様
寺尾六郎右衛門様

御書院番頭

荒川大次郎

小山清兵衛

新御番頭

中村又藏

舍人武兵衛

松井源三郎

桜井内記

小十人頭

小池良次郎

御徒頭

野崎助十郎

上秋源右衛門

御手筒頭

廣瀬七十郎

加藤清三郎

中奥御小性

柿崎八右衛門

野崎伊三郎

中奥御番

大崎多門

小塩新右衛門

右八 御本丸江相越候人別二御座候事

正月

中奥勤

御入國之上 御本丸・御深井丸 御巡覽被遊候付、右御場所 拝見之儀、頃日御用人江御申達候人別、明廿五日九時頃、拙者 共同道可致候間、夫々御申通、拍子木御門外迄御出可有之候、以上

正月廿四日

荒川大次郎様

御本丸・御深井丸 御巡覽二付、明廿五日九時頃、別紙之輩御 場所拝見為致候筈候間、口々出入無差支様可心得事

正月廿四日 御城代

正月廿五日

一 左之通相達候付 御本丸・御天守・御殿中之外被引連候儀与心得 居候段返報二申遣之、次二相見候通御門々々奉行々々江為相達之 明廿五日 御本丸初為見分、拙者共相越候節、御右筆之義別紙 之輩引連相越申度、宜御取計候様致度候、以上

正月廿四日

渡邊半九郎

津田式三郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

永平七郎

高木五郎吉

「――――」

御右筆

永平七郎

同

高木五郎吉

右ハ今日 御本丸初為見分、御用人相越候節引連候間 御本丸・

御天守・御殿中之外ハ口々出入無差支様可心得事

正月廿五日 御城代

正月

一 左之通申達候付遂吟味候處 御休息所御手当いたし候儀不相見

候付、御作事奉行江吟味申談候處、次ニ相見候通申達候付、末ニ

相見候通申遣之

御本丸・御天守・御深井丸御櫓々々 御巡覽之節、御休息所御

手当無之儀ニ候得共、前々ハ 御休息所（御手当）有之哉ニ

も相聞候付、二ヶ所程御手当いたし置候方可然相見候間、何

方々々御手当相成可然哉も御吟味御勘（弁）之趣とも早速御申

越候様存候、以上

正月廿六日

津田式三郎

渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

猶々、前々 御休息所有之儀ニ候ハ、何頃方相止候哉、此段

も御申越候様存候、以上

御本丸・御天守初

御巡覽之節

御小休所之儀頃日御尋御

座候趣吟味仕候處、別紙圖面『御天守五重目 御書院御上段

初黒木御書院 月見御櫓御覽臺 三階御櫓三重目』五通

（り）之通、仍御先例御補理取計候付、右之内ニ而 御小休

相成候儀ニ相見申候、仍右五数相添申達候

但文化八未年初而 御巡覽之節之儀留欠相成、御往来御道筋

之儀ハ差当り吟味難行届御座候付而者、御入國之上 御巡覽

被 仰出、右御道筋御治定ニも相成候ハ、早速御談御座候

様仕度、此段も申達添候

正月

御作事奉行

〔半九郎・式三郎江〕

御本丸御巡覽之節 御休息所御手当方之儀尔付、頃日御申越

候趣遂吟味候處、御手当取計之儀、拙者共手前ニ不相見候付、

御作事奉行江相尋候處、別紙之通申達候、仍右六数相達候事

正月

二月朔日

一 右之通相達置候處、前顯ヶ条之外ニ可然場所吟味相達候様申聞候

付、左之通半九郎・式三郎江相達之

頃日御申聞候 御本丸御巡覽之節 御休息所場所之義、御旗

多門・御鎗多門之内ニ壺ヶ所、御弓矢多門之内ニ壺ヶ所、都合

式ヶ所御手当いたし置候方ニも可有之哉ニ候得共、併両所共間

狭ニ付 御本丸・御深井丸・御本丸番番所ニ御手当取計候方

尔も可有之哉之事

但御本丸番番所之方ニ相成候ハ、御番所之儀者模寄ニ幕張

ニ而仮番所被補理可然相見候事

一 右之通二候得共、今一筋相考候而ハ 御天守下之所ニ卷ケ所、
御深井丸之内御弓矢多門辺ニ卷ケ所、御幕張等ニ而御手当取計候
方ニも可有之哉、猶御勘弁之事

二月

二月十九日

一 右之通二候處、右 御休息〔所〕之儀、追々及懸合候得共、御先
例之通御手当取計、其余御手当ニ不及候間、其心得宜取計旨、半
九郎・式三郎申達候付、承知之旨及返報

同十四日

一 左之通夫々申談之

但於 御城御用人演達之趣有之候付、夫々江申談候事

大納言様来ル廿一日 御本丸・御天守江被為 成、御深井丸

并御多門々々 御巡覽可被遊与之 御沙汰二候、追振之通可

被心得候、以上

二月十四日

横井伊折介

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

川澄三郎左衛門殿

御作事奉行衆

御弓矢奉行衆

御本丸番組頭衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉藁奉行衆

御天守鍵奉行衆

掃除御中間頭

兩組同心組頭

御番所々

二月十七日

一 御本丸初御場所等為見廻、明十八日九ツ時頃より相越候積申合、
前頭役々江申談之

但御作事奉行并同心組頭江ハ不申談候

二月十九日

一 左之通御用人申達候付、次ニ相見候通、夫々申談之

明後廿一日九時之御供揃ニ而、御服紗・御半袴被為 召之、

御数寄口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御

多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、追々及御懸合候通御

心得候様存候、尤罷出候輩服紗・半褙着用之筈候

一 小天守江被為 成候節 御代々様御召御具足御添道具共 御覽被

遊候付、鍔置筈候間、其御心得候様存候、且亦 御天守五重目ニ

差置候御褥・御刀懸・御熨斗鮑一飾并、被下候御熨斗鮑一飾・御

屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、其筋より懸合有之候

ハ、相渡候様、御小納戸頭取・御賄頭・御同朋・御小人頭江申渡

置候間、夫々宜御取計候様存候

(欄外)

〔御本丸ニ差置候御褥・御刀懸・御熨斗鮑之義も申越、御本丸詰物頭

江申談候追振二付、御用取扱役方模様御右筆迄問合候処、御用人方直二右物頭江申談候旨申越候事』

- 一 御本丸御殿中・御深井丸・御多門々々都而御案内御勤之筈候
- 一 御本丸詰物頭・御深井丸番頭・御旗奉行以下御預之所々江罷出筈候

一 前頭之通都而御案内御勤之儀ニハ候得共、若委 御尋等有之節之為、御本丸詰物頭以下夫々御預り場所所有之分ハ、其場所おゐて御先立之先江相立筈候間、宜御取計候様存候、右之外諸事文化八未年初而 御成之節并、御近例之振御心得候様存候、以上

二月十九日

津田式三郎
渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

明後廿一日九時之御供揃ニ而、御服紗・御半襦被為 召之、御数寄屋口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候、尤罷出候輩も服紗・半襦着用之筈候、『〇』御預り之場所江罷出候儀、如例可被心得候

- 一 右二付都而拙者共御案内相勤候儀ニハ候得共、若委ク 御尋有之節之為、御預り之場所所有之候分ハ、其場所おゐて御先立之先江被相立筈候、右之外諸事文化八未年初而 御成之節并御近例之振可被心得候

二月十九日

寺尾六郎右衛門

（以下、御旗奉行衆・御天守鍵奉行衆のそれぞれ上に墨の合点、下に朱の合点あり）

、御旗奉行衆、
、御深井丸番頭衆、
、御鎗奉行衆、
、川澄三郎左衛門殿、
、御弓矢奉行衆、
、御鉄炮玉菓奉行衆、
、御天守鍵奉行衆、
猶々当朝五ツ時拙者とも見廻可申候、為心得申入候、以上

御天守鍵奉行

猶々 御天守五重目ニ差置候御褥・御刀懸・御熨斗鮑壱飾并被下候御熨斗鮑壱飾・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、筋々江引合次第可相渡旨申渡有之候間、懸合次第可被請取候、且又当朝五時拙者共見廻り可申候、為心得申入候、以上

『〇』服紗・半襦着用之筈候、被得其意御預り之場所江罷出候儀、如例可被心得候

- 一 小天守江被為 成候節 御代々様御召御具足・御添道具共 御覽被遊候付、鍔置筈候

一 右二付、拙者共御案内

二月廿九日

、御具足奉行衆、

（御具足奉行衆の上に墨の合点、下に朱の合点あり）

猶々当朝五時拙者共見廻可申候、為心得申入候、以上

『〇』服紗・半襦着用之筈候間、諸事文化八未年初而 御成之節并御近例之振可被心得候、以上

二月十九日

(以下、御作事奉行衆、御本丸番組頭衆の上に墨の合点、下に朱の合点あり)

、御作事奉行衆、
、御本丸番組頭衆、

御本丸番組頭計

尚々本文之趣、御本丸番江も可被申通候、以上

、掃除御中間頭
、同心組頭江老通ツ、

『〇』服紗・半襠着用之筈候、諸事文化八未年初而 御成之節、

并御近例之振可心得候

御中間頭計

但右二付、当朝五時我等共見廻筈候

二月十九日

二月十九日

一 御巡覽之節、御天守鍵奉行仕埋之儀申達候処、吟味之上難相濟旨

申渡候、然處再應申達候付、申合之上病氣尔而指懸り指支へ之(候)

其節之為、御本丸番目付役之内二而老人仕埋手当心得方之儀、目

付役江申談置候様、御本丸番組頭江申渡之

同廿日

一 左之通掃除御中間頭江申渡之

大納言様御本丸初江被為 成候節、御道通枯枝等落懸り候様成

儀無之様 御成以前精々入念候様可致候

二月

同日

一 左之通申達候付、書面之通可心得旨、以付札申渡之

今般 御巡覽二付、私共東拍子木御門内二而 御目見仕、夫

方 御本丸御番所前江老人、御深井丸御番所前江老人、榎多御

門内江老人、西鉄御門江老人、右四ヶ所江御固二罷出候追振二

御座候

一 同心罷出候御場所之覚

不明御門内江 式人

塩蔵御門内江 式人

榎多御門内江 式人

元御春屋口江 式人

同所御境御門江 式人

右之通二御座候、仍之御達申上候

二月

御本丸番組頭

(欄外)

『不明御門・塩蔵御門江同心出方之義、御本丸番目付役方も申達候処、
本文之通二付、何等取扱品無之候事』

二月廿日

一 左之通先達而申達之、今日人別申達候付、次二相見候通申渡之

今般 御巡覽二付、右御当日差懸り病氣等二而私共之内若不出

仕候節御固場所明キ申候付、為御手当御当日計目付役之内老人

罷出候様、被仰渡御座候様仕度、仍之御達申上候

但本文被仰渡候姓名之儀ハ、当番之繰合も御座候付 御巡

覽御日限御治定之上、右姓名御達可申上候、此段をも申上添候

二月

御本丸番組頭

御本丸番組頭江

御本丸番目付役

留永市左衛門

右ハ 御本丸・御天守江被為 成候当日、組頭代り為手当、西鉄御門江相詰候様被申聞、心得方之儀ハ各方可被及示談候

二月

二月廿日

一 左之通御鉄炮玉藁奉行申達候、右ハ御弓矢多門際御櫓も同様懸戸外シ候振ニ候、右ハ 新御殿御模様も可有之哉ニ付、御用人迄懸合および候処、次ニ相見候通申越候付、其段御弓矢奉行・玉藁奉行江申渡之

三階御櫓北窓平常ノ切之場所 御巡覽江付、掃除等為取計方之儀も御座候間、追振之通 御成当朝窓為明候様仕度伺申上候

二月

御鉄炮玉藁奉行

御弓矢多門際御櫓并三階御櫓之儀、常々懸戸有之由、御巡覽御当日外シ候方可有之哉之儀、御問合有之候、右ハ御当日之儀懸戸為御取外候様存候、以上

二月十九日

津田式三郎

渡辺半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

二月廿日

一 明日 御順覽之節糒多門より石段 御通行之筈ニ付、延橋取捨候ニ不及旨御作事奉行江申渡之

同日

一 左之通申達候付、詰番同心を以申渡之

明廿一日 御巡覽ニ付、黒木御書院南小庭^⑤假御雪院并、上御深井丸三階御櫓南芝場之内、仮御小用所共御役方等為見分、明早朝奥御露地之者差向候間、御門々々口々出入差支無之様致度申達候、以上

二月廿日

長坂傳六郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

二月廿日

一 左之通御目付申達候付、次ニ相見候通夫々申渡之

以切紙致啓上候、明廿一日 大納言様御本丸・御天守・御深井丸等江被為 成候付、為見廻明朝六時過、同役竹腰四郎左衛門・森九郎左衛門・御徒目付組頭白井壯八郎・御徒目付堀田文兵衛・伊藤榮治・榊原清九郎・深沢仙左衛門・山田音九郎・田宮久四郎・横内鉄次郎・御小人目付・御小人押召具罷越候、右之内御徒目付之儀ハ 御天守江ハ召具不申候、仍為御承知申進候、以上

二月廿日

山吹儀十郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

猶々本文之通、同役共（初）為見廻相越候付而ハ、御道通之分
不殘相廻申候心得ニ御座候間、御臺所式本戸口可致通行候、此
段も申進候、以上

上

二月廿日

山吹儀十郎様

大納言様明廿一日 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候

二月廿一日

一 左之通昨夜申越候付、今早朝次ニ相見候通夫々申渡之

付、為見廻明朝六時過御目付竹腰四郎左衛門・森九郎左衛門・
御徒目付組頭臼井壯八郎・御徒目付堀田文兵衛・伊藤栄治・榎
原清九郎・深沢仙左衛門・山田音九郎・田宮久四郎・横内鋏次
郎・御小人目付・御小人押召具相越等候、可被得其意候、以上

明廿一日 御本丸初 御巡覽二付、明朝天氣次第路次之様子等
為見分、五時頃相越候儀も可有之候間、御多門等迄も都而出入
不差支、案内之儀も宜御取計候様致度候、仍申進候、以上

二月廿日

二月廿日

津田式三郎

御深井丸番頭衆

横井伊折介様

御旗奉行衆

寺尾六郎右衛門様

川澄三郎左衛門殿〔猶々御臺所式本戸口通行可致候、如例可
被心得候〕

猶々本文相越候節、御右筆安井清太郎・岸上源八郎引連相越候
付、出入差支無之様、是又宜御取計候様致度候、以上
追啓、草履為取扱御中間両三人召連申度候、尤右之者共出入不
相成場所之儀ハ、其筋方草履廻方之儀宜御取計候様致度、此段
も申進候、以上

御弓矢奉行衆

御鉄炮玉葉奉行衆

御天守鍵奉行衆〔猶々御徒目付之儀 御天守江ハ不召具筈
候〕

御旗奉行

御具足奉行衆〔尚々小天守之義ハ此節 御召御具足御飾附居
候付、差支候旨申渡候、為承知申入候〕

御本丸詰物頭

掃除御中間頭

御鎗奉行

御番所々々御門々々

御弓矢奉行 江

御具足奉行

明廿一日 御巡覽二付、為見廻御越之儀過刻御申越候処 小
天守之儀此節 御召御具足御飾附居候付差支候、仍之申合、已

御鉄炮玉葉奉行

御天守鍵奉行

御天守鍵奉行

御巡覽二付路次之様子等為見分、今日五時頃御用人相越候儀も可有之、『〇』御多門等迄も出入無差支様、御用人申達候、可被得其意候

一 右之節御右筆安井清太郎・岸上源八郎引連候間 御本丸・御天守・御殿中之外ハ出入不差支様可被心得候

二月廿一日

掃除御中間頭江

『〇』可有之候、可得其意候

但草履為取扱御中間兩三人召連候得共、出入不相成場所ハ草履相廻候様致度旨申達候、宜取計候

二月廿一日

御番所々々

『〇』可有之候、右之節御右筆安井清太郎・岸上源八郎引連候、出入無差支様可心得事

但草履為取扱御中間兩三人召連候筈候、是又出入無差支様可心得事

二月廿一日 御城代

二月廿一日

一 左之通申達候付、於 御城同役江も相達 御本丸江出居候役々、御番所々々江詰番同心を以為相達之

天氣相二付 出御御延引被 仰出候、依申進候、以上

二月廿一日

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

津田式三郎

二月廿五日

一 左之通相達候付、次二相見候通夫々申渡之

来ル廿七日九時之御供揃二而、御服紗・御半襦被為 召之、

御数寄屋口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、

御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、諸事項日相達候

通御心得候様存候、以上

二月廿四日

津田式三郎
渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

御旗奉行

御深井丸番頭

御鎗奉行

川澄三郎左衛門

御作事奉行

御弓矢奉行

御具足奉行

御鉄炮玉葉奉行

御天守鍵奉行

御本丸番組頭

掃除御中間頭

兩組
同心組頭

御番所々々

明後廿七日九時之御供揃二而、御服紗・御半襦袢為 召之、御
數寄屋口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多
門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候事

二月廿五日

二月廿六日

一 左之通申達候付、去廿日之記二相見候ケ所々々江申談候、尤御本
丸詰物頭江ハ御臺所式本戸口通行之義申渡之 御天守鍵奉行江ハ
御徒目付之儀 御天守江ハ不召具段申渡之、御目付江ハ小天守見
廻り差支候旨、以手紙申遣之、其段御具足奉行江申渡之

以切紙致啓上候、明廿七日 御本丸・御天守・御深井丸等江被
為 成候付、為見廻明朝六時過、同役室賀源十郎・森九郎左衛
門・御徒目付組頭井田清左衛門・御徒目付深沢仙左衛門・田宮
久四郎・浦野重太郎・加藤善八郎・寺町鉦三郎・同見習鈴木崋
三郎・雨宮乙吉・御小人目付・御小人押召具罷越候、右之内御
徒目付之儀ハ 御天守江ハ召具不申候、仍為承知申進候、以
上

二月廿六日

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

大津庄兵衛

猶々本文之通同役共初為見廻相越候付而ハ、御道筋之分不殘相
廻候心得二御座候間、御臺所式本戸口通行可致候、且履物為取
扱小使御中間老召連申候、此段も申進候、以上

(欄外)

〔年寄衆方之付札書面 御巡覽之節、掃除御中間頭御道見之積、御
手前達先江相立候儀、達之通可有御心得候
二月〕

二月廿六日

一 左之通申達候處、付札之通被申聞候付申渡之

御本丸初 御巡覽之節御先立之先江、其場所々々御預り之者
老人ツ、相立候(様)(筈)、文化十四丑年御談有之、其内掃除
御中間頭御先江立候儀ハ、枯枝等為取片付候主意而已二付、御
先江立候儀ハ不可然 御成以前精々吟味為致候様、御談有之儀
二相見申候、然處尚更勘考いたし候而ハ、精々吟味ハ為致候得
共、風烈等之節 御成先二而小枝等落懸間敷もの二も無之、取
除候もの無之候而ハ、指当り不都合二相見、且ハ御深井丸手廣
之場所二付、万一 御通行之路次混雜いたし候而ハ迷惑之儀二
有之場所功者之者無之候而ハ、不安堵之儀二御座候条、旁右御
中間頭御道見之積り、拙者共先江相立候様致度、申合之趣申達
候

二月

御城代

三月二日

一 前頭之趣申渡置候處、左之通申達候付、御用人江相達候處、次二

相見候通申達候付申渡之

御巡覽之節私共儀御道見之積、御城代衆御先江立候様可仕旨被仰渡之趣奉畏候、就夫御乘輿之御場所ハ御城代衆御先立無御座候得共、御道見之趣二付而ハ御城代衆御先立之有無二不拘、都而御先江相立候儀ニ御座候哉、此段奉伺候

但東拍子木御門方御玄闕迄 御乘輿ニ無之候共、御城代衆御先立無御座御先例ニ御座候、此御場所之儀ハ如何可仕哉、并掃御之節ハ 御乘輿ニ無御座候ハ、西拍子木御門迄御忝人御先立ニ御座候得共、私共儀ハ 御乘輿之無差別東拍子木御門内迄御先ニ相立可然哉、是又奉伺候

二月

掃除御中間頭

別紙 御本丸御巡覽之節、掃除御中間頭 御先江相立候儀ニ付、過刻御申越有之候、右ハ御道見之儀ニ付、各様 御先立之有無二不拘、東拍子木御門内ハ都而 御先江相立候様御申渡候様存候、仍右忝通致返戻候、以上

三月二日

津田式三郎

渡辺半九郎

寺尾六郎右衛門様

二月廿七日

一 左之通御用人申達候付、出合之役々等江夫々申渡之

御痘積氣ニ付、今日 出御御延引被 仰出候、仍申進候、以上

二月廿七日

渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

三月朔日

一 左之通御用人相達候付、次ニ相見候通夫々申渡之

明後三日九時之御供揃ニ而、御熨斗目・御半襦袢被為 召之、御数寄屋口より 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、諸事追（振之）（々申進候）通、御心得可有之候、仍申進候、以上

三月朔日

津田式三郎

渡邊半九郎

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

尚々衣服当日之服着用之筈候、以上

明後三日九時之御供揃ニ而、御熨斗目・御半襦袢被為 召之、御数寄口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候、衣服当日之服着用之筈候、已上

三月朔日

寺尾六郎右衛門

御旗奉行衆

御本丸詰物頭衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

御作事奉行衆

御弓矢奉行衆

御本丸番組頭衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉葉奉行衆

御天守鍵奉行衆

掃除御中間頭

両組

同心組頭

御番所々々

三月二日

一 今日於 御城、明日 御巡覽之儀、晴雨共無差別被為 成候筈

候旨、津田式三郎・伊折介まで演達有之候事

但罷出候役々江も可申談哉二候得共 御延引不被 仰出候上

ハ、晴雨之無差別出勤可致筋二相見、且夜分二も相成候付、旁

役々江何等不申聞候事

三月二日

一 左之通申達候付、去廿六日申渡候通、諸役々江申渡之

履物取扱小使出入之義、詰番同心を以申渡之

以切紙致啓上候、明三日 大納言様御本丸・御天守・御深井

丸等江被為 成候付、為見廻明朝六時過、同役竹腰四郎左衛

門・成瀬加兵衛・御徒目付組頭并田清左衛門・御徒目付堀田文

兵衛・田宮久四郎・横内鋏次郎・同見習鈴木三郎・雨宮乙吉・

御小人目付・御小人押召具罷越候、右之内御徒目付・同見習之

義ハ 御天守江ハ召具不申候、依之為御承知申進候、以上

三月二日

大道寺孫藏

横井伊折介様

寺尾六郎右衛門様

猶々本文之通、同役共初為見廻相越候付而者、御道筋之分不殘

相廻申候心得二御座候間、御臺所式本戸口通行候、且履物為取

扱小使御中間老人召連申候、此段も申進候、以上

三月二日

一 左之通夫々申達候付、末二相見候通仕埋之儀申渡之

但文化十二亥年 御巡覽之節吟味之趣有之、不取紛方可然候

得共、差懸り候儀、且夜陰二も至り候付、此度ハ差畧を以申渡

事二候、重而 御巡覽之節尚更吟味可致事

一 御本丸(番) 目付役海(野)(部) 豊吉江仕埋申渡候旨、三月三

日御城おゐて組頭申達之

一 右埋(下)仕(上)之義、一ト通り二而八年寄衆・御目付江も申

達、夫々江為知も有之例二候得共、今般ハ当日計之儀差畧之仕埋

二付、何等申達不取計候事

今般 御巡覽御当日 御天守初、糒御多門・御深井丸御塩藏・榎

多御門内御塩藏、右四ヶ所江罷出候付、文化八未年御巡覽之節ハ

御本丸番目付役之内ハ兩人仕埋被 仰渡候儀二御座候、其後

度々 御巡覽被遊候得共、御塩藏二ヶ所江ハ不被為 成候付、仕

埋無御座候而も相勤申候得共、今般之義ハ前頭未年之通被 仰

出候付、仕埋無御座候ハ而ハ難相勤御達申上候処、私共若病氣等

二而差支候節之為、御本丸番目付役之内二而老人差懸り、仕埋手

当心得之義被仰渡候、右御談之趣尔而ハ差圖等不行届候間、仕埋

与被仰渡候坎、又ハ御塩藏二ヶ所江罷出候者無御座候而も宜候哉、

乍勿論 御天守之儀ハ難明置、糯御多門方御塩蔵江直ニ被為成候付、両所江忝人ニ而ハ難相勤候間、前頭之通両様之内被仰渡候様仕度申上候

三月

御天守鍵奉行

今度 御巡覽ニ付、御天守鍵奉行若病氣等之節、手当として目付役之内忝人相守候様被仰渡御座候付、心得方之義、鍵奉行江及問合申候處、当日例服ニ而早朝より罷出、本役之通相勤候様ニ与導御座候付而者、被仰渡之御書付ニ而ハ、若本役病氣之節之為、御手当之儀ニ候ハ、終日在宿ニ而相守居申度、且頃日之振合ニ而者出役同様之勤方ニ付、何卒鍵奉行仕埋（ニ）『与』被仰渡御座候様仕度、両様奉伺候

二月

御本丸番目付役

御巡覽之節、御天守鍵奉行勤割差支候付、御本丸番目付役之内忝人御当日計右役仕埋相勤答候間、被申渡之姓名追而可被申達候、已上

三月二日

寺尾六郎右衛門

坂井紋右衛門殿

猶々過刻達之趣有之候付、御自分江申入事候、以上

御成ニ付諸品請取并御門断頭書

〔三〕『二』月十一日

一 御成御手当として水掃除為致度、御作事方より日用毎日十五人ツ、請取度旨、御天守鍵奉行申達之、御側御用人江相達之

同

一 同断ニ付、糯多門・御塩蔵掃除為致度、御中間毎日五六人ツ、請取度旨、右奉行申達之

但追而御作事方より日用請取答相成

同

一 棕櫚箒初諸色請取度旨右奉行申達、御側御用人江相達之

同

一 御刀懸・御褥・御手水道具式通りツ、御手拭懸・御手拭共、御小納戸方請取度旨、右奉行申達之、御小納戸頭取江差遣

同

一 金御屏風二双・雪洞忝挺・蠟燭式丁、御廣間方より請取度旨、右奉行申達、御用人江相達

二月十六日

〔後〕

一 御天守江被為 成候付、御掃除為致度、十七日方御用相濟

候迄御中間十人、朝六（半）時より終日晴雨之無差別受取度

御成御当日ハ朝六時方請取度旨、右奉行申達、御用人江相達之

〔同〕（二月十一日）

〔前〕

一 御上草履五足御小人方方請取度旨、右奉行申達、御用人江相達

〔同〕（二月十六日）

一 御巡覽御沙汰ニ付、御上草履追振之通相渡候様、其筋江申談有之様、御鉄炮玉菓奉行申達、御用人江相達之

同廿日

一 御天守江被為 成候付、為御掃除同心六人御当日朝六時罷出候様致度旨、御天守鍵奉行申達、御用人江相達

同日

一 封番御小人目付并御中間 御成当日朝六時方罷出候様致度旨右奉行申達、御用人御目付江申遣之

同日

一 御本丸江被為 成候付、御供相勤候中奥勤召連候小使五人、御門々々口々通用之儀、右役申達候付、詰番同心を以申渡之

同廿一日

一 御巡覽之節、人別役三人・御次草履取廻候御中間三人、右御場所通行之儀、御中間頭申達候書付、御用人相達候付、詰番同心を以申渡之

同日

一 今朝 御本丸等為見分、竹腰四郎左衛門初相越候節、履物為取扱小使御中間忝人召連候旨、御目付申達候付、詰番同心を以申渡之

同廿六日

一 明廿七日 御本丸江被為 成候付、人別役并御次草履取扱候御中間三人并、中奥勤召連候小使五人、夫々出入之、儀申達之、詰番同心を以申渡之

二月廿七日

一 御成御延引被 仰出候付 御天守掃除御中間十人揚之義、鍵奉行申達、尤 御成被 仰出候ハ、前日方罷出候様致度旨をも申達候付、御用人江相達

一 同断二付封番御小人目付并御中間揚之義、右奉行申達之、尤（尤）御成被 仰出候ハ、前日方 御成御用相濟候迄罷出候様致度旨をも申達候付、御用人御目付江相達

三月二日

一 人別役三人・御次草履取扱候御中間三人、御場所通行之義、御中間頭達御用人申達候付、詰番同心を以申渡之

三月三日

一 今日佳節二付、登 城御礼濟之上、兩人共九時頃 御本丸江相越、御待請申上候處、九半時頃 御本丸江被為 成、御殿中御巡覽被遊、夫方 御天守・（御）（小）天守江被為 成、御代々様御召御具足 御覽相濟、夫方御具足多門・御鎗多門・御旗多門・糒多門迄御巡覽相濟而 帰御被遊候事

但御深井丸・御多門々々ハ重而 御上國之上 御巡覽可被遊与之御模様相成候趣、差懸り御用人申聞候事

一 引付之通 御巡覽濟之上、再二之丸江罷出 帰御之御機嫌相伺引取候事

一 右相濟而退出、夫方 新御殿御屋形江罷出、当日之御祝義申上引取候、六郎右衛門義ハ夫方 上使為迎藝田駅江相越候事

一 御本丸御殿中之繪筆者吟味之趣、天保十一子三月日帳二見
『一 平常境御門・榎多御門通行方極、天保十二丑年二月十六日日帳二見』

『御城代方御役所之覚小書』

- 一 左ニ結付置候書付、御城代衆為心得差出候、為見合結付置候事
『右之覚小書ハ半切卷ニ書有之』

頭書

文化十二亥年

- 一 御巡覽之節御城代衆ニハ御先江被相越、一之御門内御番所ニ見合
セ被達之御指懸り之御様子伺ひ、家来ニ刀被相渡ひらかセ 帰御
相濟候上、最前之所江家来刀持参いたし帶し被申候、御年寄衆ニ
ハ御差懸り之頃、家来ニ刀被相渡、御番所ニ扣被罷在 御跡より
被相越候趣

天保二卯年

- 一 御成之節御固境ニ而都而之從者東拍子木御門外江出拂候趣
御年寄衆從者ハ拍子木御門内 御道通幕張御固、外江為出拂御
作事方出張本ノ所ニ扣場所取計候趣
- 一 御城代衆從者も同様欵
- 一 御成之節最初御城代衆東拍子木御門内江忝人、御玄闕江忝人被罷
出 帰御之節ハ西拍子木御門内ニ而忝人相披キ、忝人ハ東拍子木
御門江相廻り居候前振

天保六未年

- 一 忝人役之節東拍子木御門内江出ニ不及、御玄闕ニ而御待請、夫方
御案内申上 帰御之節西拍子木御門迄御先立之上、右御門外ニ躰
踞 御目見 御意有之筈
- 右之通候處、追而御沙汰之由ニ而、御用人与代ル／＼御案内申

上筈相成

文化十二亥年

- 一 御巡覽相濟候上 帰御御機嫌伺ニ之丸江直ニ罷出、御用人江申達
候、是ハ外役ニ無之御城代衆引付之由

同二卯年

- 一 小天守ニハ 御召御具足有之候付、奥向并御用列之外ハ差支候趣
『下札』『〇』 『〇』當時ハ中奥勤歟

文化八未年

- 一 御側大寄合御用人境御門通用ハ不相成段、組同心依伺為申渡置候
御供之外ハ御目付も同様ニ候

（欄外）

『上札』『〇』

□月十二日□帳ニ見ユ』『〇』

同七午年

- 一 御年寄衆 御本丸見廻之節、境御門通行不苦、右之節御側大寄合・
御作事奉行・御年寄衆同道之事尔付通行いたし候筈

（欄外）

『上札』『〇』

『三月七日日帳』『〇』

『天保十四卯年 齊莊卿御二度目』

閏九月廿三日

一 左之通御用人相達候付、次ニ相見候通及返報、末ニ相見候通夫々申渡之

大納言様来ル廿七日頃 御本丸・御天守・御深井丸御巡覽可被遊旨 御沙汰ニ候間、諸事文化十二亥年被為 成候節之振、御心得候様存候、仍之御順書并圖面共式数進之候、右之通ニ而若御差支之儀も候ハ、早速御申越候様〈存〉『致度』候、以上

閏九月廿二日

津田縫殿

寺尾六郎右衛門様

猶々本文圖面之儀相達之所も有之候ハ、御申越候様〈存〉『致度』候、且又右圖面御見合相濟次第、早速御差戻候様存候、以上

追啓

御巡覽之節各様御案内之儀、小平太方引籠尔付、御老入ニ而御勤御座候哉、孫左衛門方与代ル、御勤御座候哉、此段も承知致度候、以上

御順書

御本丸・御天守江被為 成候付、御平服御数寄口方 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方西向

御城代

同所御右之方南向

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御具足奉行

御鉄炮玉薬奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

御鎗奉行

御作事奉行

同所

御弓矢奉行

南ニ之御門江御懸、同一之御門江被為 入、表御玄関ニ而 御下乘〔都而御城代御案内仕〕 御殿中御廻〔御褥・御刀懸先達而 御上段江出シ置〕相濟而上御臺所式本戸口方 御天守江被為 成〔御褥・御刀懸先達而出置〕、小天守江 渡御、夫より両錠口江御懸、御具足御多門北之口方被為 入、御櫓御多門御具足御覽、辰巳御櫓下北之口方御鎗御多門江 渡御、御鎗・御長刀等 御覽、同所北之口より御旗御多門江被為 入御旗 御覽、同所北之口方糰御多門内通り被為 成、同所北之方西之口方被為 下御駕被為 召、矢来御門方東一之御門、同ニ之御門・境御門・御塩蔵前通り御塩蔵御門江御懸、東御弓矢御多門江被為 成御下乘、東之口方被為 入、同所御櫓・西御弓矢御多門・三階御櫓・鑄御多門・磨御蔵・大筒御蔵・御旅筒御蔵 御巡覽相濟而 御駕被為 召、透御門・吹貫御門江御懸

御左之方番所前

御深井丸番頭

御蔵御門江被為 入御下乗、御蔵御構之内より内通り戌亥角御櫓
江被為 成御覧、畢而麻木御多門・硫黄御多門前・榎多御門脇
老間戸江御懸御駕被為 召、御蔵前吹貫御門前・西拍子木御門・
東拍子木御門江 御懸 帰御

帰御之節御城代東拍子木御門二蹲踞仕候付 御意有之

以上

閏九月

被為 成候節之振可心得旨、仍御順書并圖面共御差越、差

支之有無并圖面相透之所も有之候ハ、可相達旨御申越候趣遂吟
味候処、御順書・圖面共御調之通ニ而差支不相見候、仍別紙圖面
忝数令返戻候、以上

閏九月廿三日

寺尾六郎右衛門

津田縫殿様

猶々 御巡覧之節、拙者共御案内之儀、小平太引籠ニ付、忝人ニ
而相勤候哉、孫左衛門与代ル、相勤候哉、可相達旨令承知候、
右ハ天保六未年一人役ニ候處、御沙汰之由ニ而各与代ル、相勤
候振も相見候得共、其節並役之儀ハ更ニ罷出候ニ不及旨御申越候
付、今般も同様心得罷在候、依相達候、以上

大納言様来ル廿七日頃 御本丸・御天守・御深井丸江 御巡覧
可被遊旨御沙汰ニ候間、諸事文化十二亥年被為 成候節之振可
被心得候、以上

閏九月廿三日

寺尾六郎右衛門

（以下、御旗奉行衆、御門々江の上に墨の合点あり）

- ・御旗奉行衆
- ・御深井丸番頭衆
- ・御本丸詰物頭衆
- ・御鎗奉行衆
- ・御作事奉行衆
- ・御弓矢奉行衆
- ・御本丸番組頭衆
- ・御幕奉行衆
- ・御具足奉行衆

・御鉄炮玉葉奉行衆
・御天守鍵奉行衆

・掃除御中間頭
・同心組頭江壺通ツ、

——可心得候

閏九月廿三日

・御門々江

——可心得事

閏九月廿三日 御城代

同廿四日

一 左之通申渡之

掃除御中間頭江

大納言様御本丸初江被為 成候節、御道通り枯枝等落懸り候儀

等無之様 御成以前精々入念致吟味可置候

閏九月

同日

一 左之趣今日夫々御預り場所江（役々）罷出居候付、連名ニ調詰番

同心を以申渡候處、封番御中間出方之義ハ別段談相成候様鍵奉行

申達候付、御用人江申渡之

大納言様来ル廿七日頃 御本丸初江可被為 成御沙汰ニ付、

御場所等為見廻、明廿五日四時頃拙者共相越筈候、仍申入候、

以上

閏九月廿四日

寺尾六郎右衛門

（以下、御旗奉行衆、御鎗奉行衆の上に墨の合点あり）

・御旗奉行衆

・御深井丸番頭衆

・御鎗奉行衆

御本丸詰物頭衆

御弓矢奉行衆

御本丸番組頭衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉葉奉行衆

御天守鍵奉行衆

猶々鍵奉行（衆）ニハ明日封番御小人目付并御中間櫓役出方之儀
御自分方懸合可被置候、以上

同日

一 左之通申達候付、御側御用人江相達候處、付札之通申聞候付、如

例申渡之

大納言様来ル廿七日頃御深井丸并御多門々々江 御巡覽可被

遊与之 御沙汰之旨御談御座候付而ハ、御旗蔵・鑄多門・矢来

多門之儀、是迄縁取敷入方之儀ハ無御座候得共、板敷等逆目起

居候ケ所も有之候付、三階御櫓同様縁取敷入御座候様仕度、其

筋江被仰談御座候様仕度、仍之申上候

閏九月

御鉄炮玉葉奉行

（欄外）

□面、縁取敷入候ニハ不及候間、板敷等逆目其儘難差置分ハ、如何

様共取繕置候様御申渡之事

閏九月

同日

一 左之通申達候付 御巡覽御道通書拔返報ニ差遣之

大納言様来廿七日頃 御本丸・御天守・御深井丸御巡覽可被遊
旨 御沙汰ニ候間、諸事文化十二亥年被為 成候節之振可心得
旨御談之趣承知仕候

右ハ去ル子年申達候通、文化年 御巡覽之節之儀ハ都而留欠
相成 御往来御道筋之儀も差当り吟味難行届御座候付而ハ、
右 御道筋早速御談御座候様仕度、仍之伺旁申達候

閏九月廿四日

御作事奉行

同日

一 御巡覽之節、御筋相成候弓戒・御長刀初、先達而剛取計候間、御
鎗奉行申達候付、縫殿江申遣置候付、今般右御道具御筋如何可取
計哉之趣取扱役より右役江為問合候處、左之通申越候付、次ニ相
見候通縫殿江及相談候處、返報申越候付、末ニ相見候通申渡之

拜啓、弥御堅勝被成御座奉賀候、然者来ル廿七日頃御多門向
御巡覽可被遊旨 御沙汰ニ付、今度為御剛相成候弓戒・御長刀
等御筋之儀、差支可申哉之儀、昨日御問合之趣及吟味候處、右
御長刀等御鞘割浚搔入直之儀、先達而申達置、其後未右之御否
無御座候、右ハ搔入直出来之上剛上ケ候手順ニ相見候得ハ、迺
も廿七日頃ニハ出来不仕哉ニ相見申候、右之趣ニ宜御申達可被
成下候、以上

閏九月廿四日

住山新八郎

下條主水様

高間彦左衛門様

先達而相達置候 御巡覽之節、御筋可相成、弓戒・御長刀・無

銘十文字御鎗・正宗片鎌御鎗、今以剛出来不致哉与御鎗奉行江
相尋候處、御鞘ニ鏽移り居候付、割浚候上ならてハ剛難為取計
旨申聞、何分差懸り候儀ニも候間、今般之儀ハ為差鏽ニも無之
候間、鏽身之儘御鎗為取計候方ニも候半哉及御相談候、否早速
御申越候様致度候、以上

閏九月廿四日

寺尾六郎右衛門

津田縫殿様

御巡覽之節御筋可相成弓戒・御長刀・正宗片鎌御鎗・無銘十文
字御鎗之儀、未剛出来不致由ニ而、頃日御申越之趣有之候、右
ハ御申越之通先之鏽身之儘御鎗為御取計候様存候、依申進候、
以上

閏九月廿六日

津田縫殿

寺尾六郎右衛門様

不致由候得共、先々鏽身之儘如例御筋取計答候、仍申入
候、以上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

御鎗奉行衆

同廿五日

一 左之通夫々申達候付承置

今般 御巡覽ニ付、私共東拍子木御門内ニ而 御目見仕、夫

方 御本丸御番所前江彦人、御深井丸御番所前江彦人、榎多御門

江彦人、西鉄御門江彦人、右四ヶ所江御固罷出申候追例ニ御座候

一 同心罷出候御場所之覺

不明御門内江 式人

塩蔵御門内江 式人

榎多御門内江 式人

元御春屋口江 式人

同所御境御門江 式人

右之通御座候、仍之申上候

閏九月

御本丸番組頭

一 御本丸不明御門江 同心式人

一 御深井丸塩蔵御門江 同心式人

右ハ 御巡覽御当日夫々江相詰候様仕度、仍之御達申上候

閏九月

御本丸番目付役

同日

一 左之通御目付申達、次二相見候通、津田縫殿相達候付、末二相見

候通夫々申渡之

但同役方江承知二行渡之

以切紙致啓上候、明廿六日九時頃 御本丸御殿中并 御天守・

御旗多門・御鎗多門・御具足多門・御弓矢多門・御深井丸為見廻、

同役竹腰四郎左衛門・横井十郎左衛門・山吹儀十郎・間瀬権右

衛門・成瀬加兵衛・御徒目付組頭城田岩蔵・山本鉄之助・半田

小兵衛・御徒目付奥田孫助・村松吉左衛門・安藤元次郎・四宮

銀三郎・伊藤彦蔵・鈴木三八・大久保勝蔵・重松又四郎・同見

習飯田八三郎・小川安一郎・梶原鍋吉・御小人目付御小人押之

内召具相越候、仍為御承知申進候、以上

閏九月廿五日

柿崎八右衛門

寺尾六郎右衛門様

玉置小平太様

猶々若雨天二候得ハ相越不申候、日限追而可申進候、御徒目付之儀（ハ） 御天守江ハ召具不申候、以上

明後廿七日九時之御供揃二而御数寄屋口方 出御、御本丸・

御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々 御巡覽可被遊旨

被 仰出候間、頃日及御懸合候通御心得候様存候 御召服

御平服二而被為 成候付、尤罷出候輩も平服之筈候

一 小天守江被為 成候節 御代々様御召御具足御添道具共 御覽

被遊候付、筋置（□）（筈）候間可有其御心得候、且又 御天

守五重目二差置候御褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・

蠟燭・御上草履其筋方懸合有之候ハ、相渡候様御小納戸頭取・

御賄方・御同朋・御小人頭江申渡置候間、夫々宜有御取計候

但御熨斗鮑ハ不差出筈候

一 御本丸御殿中・御深井丸・御多門々々都而御案内御勤之筈候

一 御本丸詰物頭初御預り之所々江罷出筈候

一 前頭之通都而御案内御勤之儀二ハ候得共、若委 御尋有之節

之為、御本丸詰物頭以下夫々御預り有之分ハ、其場所おゐて

御先立之先江相立筈候間、其御心得（候様）宜御取計候様存候

右之外諸事追振之通可有御心得候

閏九月廿五日

明後廿七日九時之御供揃二而、御数寄口方 出御 御本丸・

御天守・御深井丸江被為 成御多門々々 御巡覽可被遊旨被

仰（出）（付）候、尤罷出候輩平服之筈候、『〇』御預り之場所、江罷出候儀、如例可被心得候、右之外諸事追振之通可被心得候、以上

閏九月廿五日

寺尾六郎右衛門

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

猶々本文之儀二付、明廿六日九時頃方御目付初為見廻相越筈候、如例可被心得候、已上

——如例可被心得候

一 右二付都而拙者共御案内相勤候義二ハ候得共、若委 御尋有之節之為、御預り之場所所有之分ハ、其場所おゐて御先立之先江被相立筈候、右之外諸事追振之通可被心得候、以上

閏九月廿五日

寺尾

水野惣左衛門殿

御弓矢奉行衆

御鉄炮玉薬奉行衆

御天守鍵奉行衆

猶々——

『鍵奉行江』

猶々 御天守五重目二差置候御褥・御刀懸・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、筋々江引合次第相渡筈候間、懸合可被請取候、且御鬘斗鮑ハ不差出筈候

一 本文之儀二付、明廿六日九時頃方御目付初為見廻相越筈候、其内御徒目付之儀 御天守江ハ不召具筈候、右二付封番御小人目付・

御中間出方之儀ハ申渡候、以上

『〇』被得其意御預り之場所江罷出候儀、如例可被心得候

一 小天守江被為 成候節 御代々様御召御具足・御添道具共 御覽被遊候付筈置筈候

一 右二付都而拙者共御案内——

御具足奉行衆

猶々

『〇』諸事追振之通可被心得候、以上

御作事奉行衆

御本丸（詰物）『番組』頭衆

『組頭江』

猶々本文之趣御本丸番江も可被申通候

『掃除御中間頭』

『同心組頭 江』

『〇』平服之筈候

可心得候

明廿六日九時頃方 御天守江出入有之候間、封番御中間罷出候様為御申渡可有之候、以上

御用人衆様

御目付衆様 御小人目付与認替

一 御成二付諸色等請取方夫々申達候頭書左之通

一 御中間拾人御成御当日請取度旨、御天守鍵奉行申達候付、御用人江相渡之

一 御天守江被為 成候御当日、為御掃除同心六人、朝六時罷出候様鍵奉行申達候付、同心組頭江相渡之

一 三階御櫓北窓平生ノ切之場所 御成当日為明度旨、玉葉奉行(申達)(相伺) 候付、御用人江相渡之

一 御上草履相渡候様右奉行申達候付、御用人江相渡之

一 御刀懸二通り・御褥二通り・御手水道具二通り・御手拭懸・御手拭共請取度旨鍵奉行申達候付、御小納戸頭取江相渡之

【〇】
(欄外)
棕櫚箒初諸色受取度旨、右奉行申達候付、御側御用人江相渡之

一 御中間三十人ツ、請取(掃除為取計) 度旨右奉行申達候付、御用人江相渡之

【〇】
(欄外)
御上草履五足・金御屏風二双・雪洞壺挺・蠟燭式挺、受取度旨右奉行申達候付、御用人江相渡之

同廿五日

一 左之通御用人申達候付、次二相見候通申遣候處、六郎右衛門儀孫左衛門方与代ル御先立相勤筈、伺相濟候旨返報申越候付、同役方江行渡之

御本丸御巡覽之節御先立之儀、各様御差支之節ハ、孫左衛門方御先立被相勤候筈伺相濟申候、仍之申進候、以上

閏九月廿五日

津田縫殿

寺尾六郎右衛門様
玉置小平太様

明後廿七日 御本丸初 御巡覽之節、拙者儀各与代ル御先立相勤候旨、過刻及御相談置候處、拙者差支候節者、肥田孫左衛門相勤筈伺相濟候旨御申聞有之候、右ハ拙者儀難相勤節、孫左衛門儀各与代り合相勤候儀二候哉、拙者儀孫左衛門与代り合相勤候儀二候哉、一應承知致度及御問合候、否御報二御申越候様致度候、以上

閏九月廿五日

寺尾六郎右衛門

津田縫殿様

同日

一 左之通夫々申達候付、詰番同心を以申渡之
御天守江被為 成候御当日、私共并糶役とも東一二之御門・御境御門等追例之通出入仕度、仍之御達申上候

閏九月 御天守鍵奉行

今般 御巡覽二付、御見廻り之節、私共召仕行馬御門方小天守下迄出入差支不申候様仕度、仍之御達申上候

閏九月 御本丸番組頭

今般 御巡覽二付、御本丸・御深井丸江為見廻り通行仕候付、東一二之御門并御境御門共、出入召仕共差支不申候様仕度、仍之御達申上候

閏九月 御本丸番組頭

同日

一 左之通申達候付、如例御用人御目付江申遣之

明廿七日 御天守江被為 成候付、封番御小人目付・御中間正
六時方罷出候様仕度、仍之御達申上候

閏九月

御天守鍵奉行

同日

一 左之通申達候付、次二相見候通申遣之

小天守二御座候 権現様御召御初 御代々様御召・御添道具
共不殘御飭出来仕候付、此段申上候、以上

閏九月廿六日

御具足奉行

今日九時頃 御本丸御殿中初為見廻御越之趣、昨日御申越候處、

小天守之儀ハ此節、御召御具足御飭附居候付差支候、仍申入候、

已上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

柿崎八右衛門様

同廿六日

一 御天守鍵奉行仕埋忝人、追振之通申渡候様いたし度旨、右役申達

候付、吟味之上御本丸番目付役之内尔て、兼而手当等有之筈候付、
難取綺旨申渡書付差戻之

同日

一 左之通申達候付、御本丸番組頭江相渡之

御本丸不寢番所南便所二附居候手水鉢われ損難用相成申候、何
連右方二手水鉢御座なく候ハ而ハ難成儀候間、早速引替相成候
様仕度、仍之御達申上候

但 御巡覽二付候而ハ、品二より右場所二而小用等相達候輩

も可有之候間、今日中引替相成候様仕度、此段申上添候

閏九月廿六日

御本丸番目付役

同日

一 左之通申達候付、詰番同心を以申渡之

以手紙致啓達候、明廿七日 御巡覽二付、黒木御書院南小庭
仮御雪院并、上御深井丸三階御櫓南芝場之内、仮御小用所共御
役方等為見分、明早朝奥御露地之者差向候間、御門々々口々出
入差支無之様致度申達候、以上

閏九月廿六日

進四郎左衛門

寺尾六郎右衛門様

玉置小平太様

御巡覽二付掃除御中間拾人、御弓矢多門迄御門々々出入之御断
申達候

閏九月廿六日

御弓矢奉行

人別役三人

御次草履取廻候

御中間三人

右ハ明廿七日 御本丸・御天守・御深井丸江為 御巡覽可被
為 成旨被 仰出候付、右御場所通行之儀、其筋江被仰渡被下
候様仕度御達申上候

閏九月廿六日

御中間頭

同日

一 左之通申達候付、次二相見候通及問合候處、返報申越候付、末二
相見候通申渡之

但彼是六時頃相成候付、差畧二而連名二調、御多門々々江相廻、丸印書付ハ役々江不殘詰番同心を以申渡之

以手紙致啓達候、明廿七日女中向下御庭拝見被 仰付相越筈二御座候付而ハ 御本丸内より見越不相成様致度、仍之申達候、以上

閏九月廿六日

進四郎左衛門

寺尾六郎右衛門様

玉置小平太様

猶々明日ハ 御巡覽二付、本文之趣差支候哉二ハ候得共、可然様夫々御談相成候様致度、此段申達添候、以上

別紙之通、御小納戸頭取申達候、就夫明日 御巡覽之節 御天守并御多門向等、都而北窓之義ハ不為明方可然坎二候得共、場所二より御多門等窓不明候ハ、而ハ、御『不』都合ニも可有之付而ハ、如何為取計可然哉及御相談候、否早速御申越候様致度、仍右壺通相達候、以上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

津田縫殿様

猶々都而北窓之儀ハ追々之通為明、役々不見越様申談置候方二も候半哉、宜御勘弁有之様致度候、以上

別紙之通御小納戸頭取申達候付、明日 御巡覽之節、(并)御天守并御多門向等、都而北窓之儀不為明方可然哉之儀二付、御紙面御端書之趣致承知候、右ハ下御庭見越候御場所ハ不為明様為御取計候様存候、仍御差越之来簡壺通致返戻候、以上

閏九月廿六日

津田縫殿

寺尾六郎右衛門様

猶々本文之通二候得共、御入込之上為御明之儀も有之候間、五半時迄為明掃除等為御取計候儀ハ不苦筈候、以上

追啓、為御明相成候節ハ、於奥向取計筈候、此段も為御承知申進候、以上

明廿七日女中向下御庭拝見被 仰付候付 御巡覽之節御多門

等方下御庭見越候御場所ハ窓不明様可被心得候、乍併 御入込之上為御明之儀も有之候間、五半時まで為明掃除等取計候儀ハ不苦候、尤為御明相成候節ハ奥向おゐて取計筈候、以上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

御旗奉行衆

御鎗奉行衆

御弓矢奉行衆

御具足奉行衆

御天守鍵奉行衆

猶々鍵奉行衆二ハ 御天守窓之儀も本文之通可被心得候、以上

掃除御中間頭江(書付二而申渡之)

『〇』明廿七日女中向下御庭拝見被 仰付候付、下御庭不見越様

可心得事

閏九月廿六日 御城代

『右ハ天氣相二付延引相成候間、御小納戸頭取申達候付、詰番同心を以申渡之』

一 左之通申達候付、次二相見候通夫々申渡之

但小天守（不）差支候段ハ過刻申遣候付、何等不取計事

以切紙致啓上候、明廿七日 大納言様御本丸・御天守・御深

井丸等江被為 成候付、為見廻明朝六時過同役横井十郎左衛

門・高木平七・柿崎八右衛門・御徒目付組頭臼井壯八郎・橋本

忠三郎・御徒目付中村伊三郎・伊藤彦藏・大久保勝藏・鈴木

三八・飯田八三郎・海野孫三郎・御小人目付・御小人押召具罷

越候、右之内御徒目付之義ハ御天守江ハ召具不申候、仍為御承

知申入候、以上

閏九月廿六日

竹腰四郎左衛門

寺尾六郎右衛門様

玉置小平太様

猶々本文『之通』同役共初為見廻相越候付而ハ、御道通之分不

残相廻申候心得ニ御座候間付而ハ、御臺所式本戸口可致通行候、

且履物為取扱小使御中間式人召連申候、此段も申進候、以上

明廿七日 大納言様御本丸・御天守・御深井丸等江被為 成候

付、為見廻明朝六時過御目付横井十郎左衛門初、御徒目付等召

具相越筈候、以上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

御本丸詰物頭衆

御弓矢奉行衆

御鉄炮玉藁奉行衆

御天守鍵奉行衆

御具足奉行衆

『御本丸詰物頭江』

猶々御臺所式本戸口通行之筈候、以上

『鍵奉行江』

猶々御徒目付之儀 御天守江ハ不召具筈候、以上

『御具足奉行江』

猶々小天守之儀ハ此節 御召御具足御飭附居候付、差支候旨申渡

候、為御承知申入候、以上

御掃除御中間頭江

筈候、如例可心得候

閏九月廿六日

筈候、可有其心得事

但履物為取扱小使・御中間式人召連候筈候

閏九月廿六日 御城代

明廿七日 大納言様御本丸御巡覽二付、為見廻御越之儀過刻御

申越候處、小天守之儀此節 御召御具足御飭附居候付差支候、

仍之申入候、以上

閏九月廿六日

寺尾六郎右衛門

竹腰四郎左衛門様

同廿七日

一 左之通申越候付、次二相見候通夫々申渡之

今日 御本丸・御天守・御深井丸江可被為 成之處、天氣相二

付御延引、明廿八日可被為 成旨被 仰出候間、諸事項日申進
候通御心得候様存候、以上

閏九月廿七日

津田縫殿

寺尾六郎左衛門様

肥田孫左衛門様

今日 御本丸・御天守・御深井丸江可被為 成之處、天氣相

二付御延引、明廿八日可被為 成旨被 仰出候間、諸事項日申

談候通可被心得候、以上

閏九月廿七日

寺尾六郎右衛門

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

御本丸詰物頭衆

御作事奉行衆

御弓矢奉行衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉薬奉行衆

御天守鍵奉行衆

御本丸番組頭衆

〔掃除御中間頭
同心組頭〕

——候通可心得候

閏九月廿七日

——可心得事

閏九月廿七日 御城代

同日

一 右之通候處、左之通申達候付、次二相見候通相達之

御本丸初今般 御成二付、笹草生立候御場所、苅方御掃除等昨

日迄二夫々為取計之候処、今日之風烈二而小枝落葉等多乱雜二

相成候付、今日中可成丈取除方申付候得共 御城内御廣キ御

場所悉クハ難行届、然ルニ今以風烈も相止不申、弥落葉類相溜

可申、勿論明朝御道筋可成丈御掃除為仕可申候得共、何連二も

御場廣二付急ニハ難行届御座候間、多分 御不敬御目障尔も可

相成哉与心痛仕候儀ニ御座候

一 御成道之儀も御深井丸・西之丸等ハ『○』御步行御通行ハ御差支

可相成哉ニ奉存候

〔欄外〕

一 御歩行之御次第ニ相成居申候処、今朝之大雨ニ而水氣を含、只今ニ

而ハ水溜り之ケ所も有之候、左様之所々明朝までニ乾可申哉無覚束

御座候、假令乾候而も右路ハ 御成之節、御下駄等 御用二不

相成候而ハ

一 右之通 御道筋之内ニも各別悪敷ケ所江臨時ニ敷入候様、御作事

方御有合せ道板夫々御備相成候御例も御座候間、今般も必明日可

被為 成御儀ニ御座候ハ、右御手当之儀ハ御作事奉行衆江被
仰談御座候様仕度奉存候、仍之（御達）申上候

閏九月廿七日

掃除御中間頭

明廿八日 御本丸・御天守初可被為 成旨被 仰出候段、過

刻御申越候付、如例役々江申談置候、然處今日之風烈ニ而小枝落葉等多乱雜ニ而 御不敬御目障ニも可相成哉与心配仕候旨、別紙之通掃除御中間頭申出、御深井丸等之義ハ各別御路地悪敷品ニヨリ御成道御歩行ハ可御六ヶ敷哉之趣申聞候間、右書面ニ相見候通、御先例も有之候間、於御作事奉行道板ニ而も御手当為御取計相成候方可然哉、猶御勘弁宜御取計候様致度候、仍右壺通相達候、以上

閏九月廿七日 寺尾六郎右衛門
津田縫殿様

同日

一 左之通 新御殿御小納戸頭取江申遣之

今日 御本丸・御天宇・御深井丸 御巡覽可被遊筈候處、天氣相ニ付御延引、明廿八日可被為 成旨被 仰出候間 御天守并御多門窓明候儀も可有之候、仍為御承知申入候、以上

閏九月廿七日 寺尾六郎右衛門
御小納戸頭取衆様

同廿八日

一 左之通申達候付、次ニ相見候通夫々申渡之

以手紙致啓達候、明廿八日女中向下御庭拝見被仰付、四時相越筈ニ御座候付而者 御本丸内方見越之儀可然様、宜御取扱御座候様致度申達候、以上

閏九月廿七日 兎玉左内
寺尾六郎右衛門様

玉置小平太様

今日女中向下御庭拝見被 仰付、四ツ時相越筈候間、下御庭不見越様被心得 御天宇并御多門窓之儀ハ昨（日）『朝』申談候通可被心得候、以上

閏九月廿八日 寺尾六郎右衛門
御旗奉行衆
御鎗奉行衆
御弓矢奉行衆
御具足奉行衆
御鉄炮玉菓奉行衆
御天宇鍵奉行衆

—— 不見越様可被心得候、以上

閏九月廿八日 寺尾六郎右衛門
御深井丸番頭衆
御本丸詰物頭衆
御作事奉行衆

掃除御中間頭江

—— 可心得候

閏九月廿八日

—— 可心得事
閏九月廿八日 御城代

同廿八日

一 左之通申達候付詰番以同心申渡之

御用人衆方御具合御用二付
只今方相越候

人別役耆人

右ハ今日 御本丸御巡覽御用二付、御弓矢御多門江相越申候付、

右御場所通行之儀、其筋江被仰渡被下候様仕度御達申上候

閏九月廿八日

御中間頭

同日

一 左之通申達候付承置

林三郎兵衛

住山新八郎

右ハ痛所二付、今日御鎗御多門
之申達候

御巡覽之節出勤難仕候、仍

閏九月廿八日

御鎗奉行

〔表紙題箋〕
「**閑秘録**」 御巡覽留 三二

〔朱文方印〕
「蓬左文庫」

『嘉永四亥年 慶恕卿御初度』

三月十日

一 左之通御用人申達候付、申合之上次ニ相見候通相達之

但圖面之義ハ天保十四卯年之記ニ結付有之候通ニ付、今般ハ留省
ク

御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸 御巡覽可被遊ニ
付、別紙御順書・圖面共弌数進之候、右之通ニ而御差支之筋ハ
無之哉、一應御吟味否早速御申越候様存候、以上

三月七日

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

猶々本文圖面相違之所も有之候ハ、御申越候様存候、以上

御本丸 御天守江被為 成候付〔御服紗・御半袴〕御数寄

屋口方 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方西向

御意有之

御城代

同所御右之方南向

御意有之

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御意無之

御具足奉行

御鉄炮玉葉奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

御意有之

御鎗奉行

御作事奉行

同所

御意無之

御弓矢奉行

南ニ之御門江御懸、同一之御門江被為 入、表御玄関ニ而

御下乗〔都而御城代御案内仕〕、御書院江被為 成 御上段

〔御褥・御刀懸〕 御着座〔御熨斗鮑先達而御座之御左ニ出置之〕、

于時御熨斗鮑〔御書院番頭中奥詰〕之内持出 御前ニ備之〔御

右之方御側ニ置之〕

上田帯刀

右出席 御側江被為 召〔此節御次江退、脇差撤之〕 御

手自御熨斗鮑被下置退座、御熨斗鮑被下置候御礼御年寄御取合

申上退去、御熨斗鮑引之、夫より 御殿中御廻り相濟而、上

御臺所式本戸口方 小天守江被為 入 御天守五重目迄被為

成〔御褥・御刀懸〕 御着座〔御熨斗鮑先達而御座之御左江出

置之〕、于時御熨斗鮑〔御書院番頭・中奥詰〕之内持出 御前

ニ備之〔御右之方御側ニ置之〕

両家御年寄

加判之

万石以上御年寄

御年寄

一同出席 御側江被為 召〔此節一同御次江退、脇差撤之〕、
老入ツ、御手自御熨斗鮑被下置退去

御城代

出席之次第同「所」『前』相濟而御熨斗鮑引之、所々 御覽

畢而小天守江渡御、夫より兩錠口江御懸り『○下ケ札』御具足

御多門北之口方被為 入御櫓御多門御具足 御覽、辰巳御櫓

下北之口より御鎗御多門江 渡御、御鎗・御長刀等 御覽、

同所北之口方御旗御多門江被為 入、御旗 御覽、同所北之

口方櫓御多門内通被為 成、同所北之方西之口方被為 下御

駕被為 召矢来御門より東一之御門・二之御門・境御門・御

塩蔵前通、御塩蔵御門江御懸り、東御弓矢御多門江被為 成

御下乘、東之口方被為 入、同所御櫓西御弓矢御多門・三階御

櫓・鑄御多門・磨御蔵・大筒御蔵・御旅筒御蔵 御巡覽、相濟

而 御駕被為 召、透御門・吹貫御門江御懸り

御左之方番所前

御意有之

御深井丸番頭

御蔵御門江被為 入 御下乘、御蔵御構之内方内通り、戌亥角

二階御櫓江被為 成 御覽畢而麻木御多門・硫黄御多門前・

榎多御門脇一間戸江御懸り 御駕被為 召、御蔵前・吹貫御

門前・西拍子木御門・東拍子木御門江御懸り 帰御

帰御之節、御城代東拍子木御門内二蹲踞仕候付 御意有之

以上

一 左之通取調、今日 御城おみて瀧川又左衛門江相渡之

今度御巡覽御調之内、磨御蔵之義ハ強而御覽被遊候程之御道具
等も無之御場所二付、右御蔵ハ相省候積二候、依為御承知相達

置候事

四月」

『下ケ札』『○』 本文小天守二而 東照宮御召御具足 御家
御代々様御召御具足 御覽被遊候事

御入國之上 御本丸・御天守・御深井丸 御巡覽可被遊二

付、別紙御順書・圖面共御越候差支之有無并、圖面相透之所も

有之候ハ、可相達旨御申越候趣及吟味候処、御順書・圖面共

御調之通二而差支之筋等不相見候、依右式数令返戻候、以上

三月十日 肥田孫左衛門

瀧川又左衛門様

猶々別紙圖面朱丸印付置候所、御深井丸番頭扣居候儀与心得罷

在候、以上

三月十日

一 左之通御用人申達候付

別紙之通中奥詰申出候付、右壺通進之候、御吟味否早速御申越

候様存候、以上

三月七日

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

下條庄右衛門様

〔欄外〕
三月廿八日

当春 御入國之上 御本丸・御深井丸 御巡覽可被遊候付、
於 御對面所并 御天守御熨斗鮑取扱有之、并所々 御下乘
御上輿^乘之御場所等圖面二而者難弁、不案内之輩も有之候間、右御
場所拜見致置度候事

但天保十一子年 源懿様初而 御巡覽之節も致拜見候付、今
般之儀も右同様相濟候様致度候事

二月

中奥詰

別紙中奥詰達書御差越之吟味可相達旨御申越候、右ハ当時中奥勤
之内、天保十一子年 御巡覽之節御場所拜見為致置、兼而案内
之輩も有之事二付、右達之趣難相濟筋二候得共、今般取扱相勤候
人別之模様も有之候ハ、不案内之輩之内尔而、一兩人拜見可為
致候間、人別御申越候様存候、尤拙者共（拙者共）近々 御本
丸向江相越候節同道可致候間、日限等之儀ハ追而拙者共方直二可
申聞候、此段御申談可有之候、依右尙通相達候、以上

三月十日

肥田孫左衛門

瀧川又左衛門様

四月十八日

一 右之通候処、猶又左之通申達候付、段々申合之上次二相見候通相
達

中奥詰之輩 御本丸初拜見之儀二付、頃日委曲御申聞之趣申談
候処、別紙之通申出拜見仕度旨（段々）相歎候付、今一應御談
判有之様致度、依右式通進之候、以上

三月十九日

当春 御入國之上 御本丸・御深井丸 御巡覽之節、御熨斗
鮑等取扱有之候付、御場所拜見之儀申達候処、尙兩人拜見相濟
候付人別可申達旨、右者近々 御本丸向江御城代衆被相越候節、
同道有之筈候間、日限之儀追而拙者共江直申談有之候旨、御付
札之趣致承知候、右ハ 御本丸・御深井丸 御巡覽被遊候節
御對面所并 御天守おゐて御熨斗鮑取扱、且所々 御下乘・御
乘轡^輿之御場所二而御草履取扱等圖面二而ハ難弁、不案内之輩も
有之候付、右御場所 源懿様初而 御巡覽之節之通、（御）役々
尔而拾五人拜見致度再申達候

三月

中奥詰

御書院番頭
桜井内記

新御番頭

野崎助十郎

同

蔦木丹左衛門

小十人頭

大野傳兵衛

御徒頭

大野三郎左衛門

同

田辺新十郎

同

野崎伊三郎

御手筒頭

跡部又七郎

同 横井平大夫

同 山口勝三郎

中奥御小性 鈴木孫十郎

同 林増次郎

同 矢部七兵衛

中奥御小性格 小田切三十郎

御草履取扱

同 大道寺新治

以上

中奥詰之輩 御本丸初拜見之儀二付、猶又別紙之通申出候由尔而、委曲頃日御申越之趣及談判候処、右ハ天保十一子年之儀も忝両人拜見為致候筈候處、右ニ而者御都合も不宜趣ニ而、各よりも段々御内談等有之、重而御申聞之次第も有之、且案内之輩も更ニ無之儀ニ相見候旁、右節ハ全別段之筋を以相濟候訳ニ有之候付、今般同年之例ニハ難引付筋ニ候処、段々御申聞之趣も有之候付、此度ハ達之通拜見可為致候間、其〔□〕〔含〕を以御申談置候様存候、依右式通相達候、以上

四月十八日

肥田孫左衛門

瀧川又左衛門様

成瀬大内蔵様

(欄外)

〔□〕月廿六日

左之通申遣之

今度御本丸初 御巡『覽』ニ付、中奥詰之輩、明日御場所拜見為致筈候、就夫小天守之義ハ此節 御代々様御召御具足御飾りも附居候旁、右 小天守ハ勿論、其外都而御多門向共、右役取扱品無之御場所ハ拜見不相成筈候間、此段為念御申談置候様存候、依相達候、以上

四月廿六日、肥田――

瀧川又左衛門様

成瀬大内蔵様

一 左之〔通〕〔書〕付中奥詰差出候付宜取計候様、瀧川・成瀬連名之添手紙を以申達候付承置

今度 御本丸為拜見小田切三十郎・大道寺新治相越候旨申達置候処、右ハ相違ニ付『中奥御小性』芦沢藤一郎・『同上』鳥居為九郎相越申候、依之申達候

四月

中奥詰

四月十九日

一 来ル廿八九日頃 御本丸初 御巡覽可被遊御様子之旨、今日於御城瀧川又左衛門より無急度演説有之候付、其段先々為心得、次二相見候役々等江申談之

御旗奉行

御深井丸番頭

御鎗奉行 御本丸詰物頭

御作事奉行 御弓矢奉行

御幕奉行 御鉄炮玉薬奉行

御具足奉行 掃除御中間頭

御天守鍵奉行 両組同心組頭

御本丸番組頭 御番所々々

同日

一 右二付孫左衛門・庄右衛門方・孫右衛門方、明日五半時頃より御場所見廻可申段、御本丸番組頭・御作事奉行之外前頭役々江端書二申談之

但封番御小人目付・御中間備役出方之儀、如例夫々江申談之

同廿四日

一 左之通昨廿三日懸合候処、次二相見候通今日申達、且丸印之趣も申達候付、奥書之通及返報并角印之趣も申越候付、相（マ）（束）末二相見候通役々江申渡之

御本丸初 御巡覽之儀、来ル廿八九日頃之御様子之由、頃日

無急度御咄有之候付、其段先々為心得役々江も申聞置候、就夫

御次第等先達而御相談有之候通、弥御治定相成候哉、其余諸事

天保十一子年并、文化八末年之御振合二相心得可然哉、且御日

限御治定之御模様とも可相成ハ、明朝迄二も表向御申聞有之様

致度候、右ハ夫々御役方等御手当之都合も有之候付、及御懸合

事候条其御舎を以宜御取計候様致度候、以上

四月廿三日

肥田孫左衛門

瀧川又左衛門様

成瀬大内蔵様

御本丸初 御巡覽之儀二付、委曲昨日御問合之趣致承知候、

右ハ来ル廿九日被為 成候筈、被 仰出候付而ハ御次（草履）

（第等）、先達而及御相談候通相替儀無之候、就夫天保十一子年・

文化八末年之御振合二御心得可然候、依申進候、以上

四月廿四日

瀧川又左衛門

成瀬大内蔵

肥田孫左衛門様

『〇』来ル廿九日 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候付、

右御場所為御見分貴躰方御越二付、拙者共二も同節相越候様、

昨日御懸合之趣致承知候、右ハ来ル廿七日五半時頃方相越申度

御差支等無之哉御問合申進候、否御報二御申越候様致度候、以

上

四月廿四日

成瀬大内蔵

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

下條庄右衛門様

猶々本文為見分相越候節、御右筆組頭・御右筆引連相越申度、

出入差支無之様宜御取計候様致度候、尤人別之儀ハ追而可相達

候、以上

追啓、草履為取扱御中間三人召連申度出入差支無之様致度、

尤右之者共出入不相成場所之儀ハ、其筋方草履廻し方之儀宜

御取計候様致度候、此段も申進候、以上

右御紙面之趣委曲令承知候、来ル廿七日五半時頃より御越有之、

差支等無之候、以上

猶々御右筆組頭御引連之儀ハ差支候、且御右筆之義も 御本丸御殿中・御天守・小天守ハ勿論、御引連無之儀与心得罷在候、以上

〔□〕 来ル廿七日 御本丸向御修復為見分、永井五郎左衛門方二も

拙者共同節相越候、依申進候、以上

四月廿四日

成瀬大内藏

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

猶々弁当手当いたし相越候間、湯茶等宜御取計候様致度、御懸合および候、以上

御本丸初 御巡覽之儀、来ル廿九日被為 成候筈被 仰出候、

諸事天保十一子年并文化八未年調之通御振合ニ被心得可然候

四月廿五日

肥田孫左衛門

御作事奉行衆

兩組

同心組頭江

付而ハ右之趣、御本丸番中江も如例

可被申通置候

一 右二付明後廿七日五半時頃方我等共御場所為見廻相越筈候、為承知申入候、以上

御本丸番組頭衆

可然候

一 右二付明後廿七日五半時頃方拙者共御場所見廻り可申候付而ハ、

同節御用人も御右筆引連相越筈候、如例可被心得候

〔此朱囲文言、御本丸詰物頭・御天守鍵奉行之外江ハ相省キ候事〕
一 右同節永井五郎左衛門儀も 御本丸向御修復為見分相越筈候、以上

御旗奉行衆

御深井丸番頭衆

御鎗奉行衆

御弓矢奉行衆

御幕奉行衆

御具足奉行衆

御鉄炮玉薬奉行衆

御天守鍵奉行衆

御本丸詰物頭・御天守鍵奉行計二

猶々本文 御巡覽之節、中奥詰之輩取扱品有之候付、右御場所拝見相濟候付而ハ、本書同節別紙人別同道可致候、依右壺通差越之候、以上

掃除御中間頭江

但弁当手当相越候間、湯茶等之儀宜取計有之度旨、且草履為取扱御中間三人召連候処、右之者出入不相成場所之儀ハ、其筋方草履廻し方宜取計候様致度旨、御用人申達候間、夫々宜取計候御番所ノ江

御番所ノ江

御本丸初 御巡覽之御場所為見廻、明後廿七日五半時頃方我等共御用人同道相越筈候、右之節左之中奥詰之輩も御場所為拝見相越筈候間、口々出入無差支様可心得事

桜井内記初
拾五人姓名

御本丸初 御巡覽之節、各初取扱品有之候付、御場所拝見之儀先達而御用人江御申達候人別、明後廿七日五半時頃方同道可致候間、夫々御申通之東拍子木御門辺迄御出可有之候、以上

桜井内記様

(欄外)

□月廿六日

左之通申達候付、次二相見候通、御番所々々江申渡之

明廿七日御本丸初為見分拙者共相越候節、御右筆之儀別紙之輩引連相越申度、宜御取計候様致度候、以上

四月十七日 成瀬

瀧川

肥田——様

鳥居七左衛門

小久保増太郎

御右筆

鳥居——

同

小久保——

右ハ 御巡覽御場所□見分、明日御用人相越□節、御本丸御殿

中 御天守・小天守之外、御多門々々等江引連相越答候間、口々

出入差支無之様可心得事

□月廿六日 御城代

(欄外)

□月廿七日

左之通猶又申達候付御番所々々江申渡之

明廿八日 御本丸始為見分拙者共相越候節、御右筆引連候答、昨日申進候処、右之外二別紙之輩も引連申度候間、宜御取計候様致度候、以上

四月廿七日 成瀬

瀧川

肥田

服部寿一郎

増田六太郎

大田金十郎

□月廿六日

左之(通)(達)書、瀧川又左衛門・成瀬大内蔵方差越、宜取計候様申達候付、書取御番所々々江申渡之

御本丸御内見之節、桜井内記罷出候様致度旨申達置候処、痛所致出来候間、振替大道寺新六郎罷出候様致度、仍之再申達候

四月 御書院番頭

同廿六日

一 右之通候処、孫左衛門江年寄衆被相達儀有之、明日呼出之儀被申越并、御用人も御用二而差支候由申越候付、明廿七日 御本丸初見廻之儀御用支二付令延引、明後廿八日五ツ時過方可相越旨、前二相見候役々等江申談之

同日

一 左之通瀧川又左衛門・成瀬大内蔵方申達候付、追々之振二書取、夫々江申談之

御城代衆

来ル廿九日九時之御供揃二而御服紗・御半襦被為 召之、御数寄屋口方 出御 御本丸 御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々 (一) 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、追々及御懸合候通御心得候様存候、尤罷出候輩服紗・半襦着用之筈候

一 小天守江被為 成候節 御代々様御召御具足・御添道具共 御覽被遊候付、飾置筈候間可有其心得、且又 御天守五重目二差置候

御褥・御刀懸・御熨斗鮑一飾并、被下候御熨斗鮑壳(筋)(飾)・御屏風・御手水道具・雪洞・蠟燭・御上草履、其筋方懸合有之候

八、相渡候様、御小納戸(納)(頭) 取・御賄方・御同朋・御小人頭江申渡置候間、夫々宜有御取計候

一 御本丸御殿中・御深井丸・御多門々々、都而御案内御勤之筈候

一 御本丸詰物頭・御深井丸番頭・御旗奉行以下御預之所々江罷出筈候

一 前頭之通都而御案内御勤之儀二ハ候得共、若委 御尋等有之節之為、御本丸詰物頭以下夫々御預場所有之分其場所おゐて 御先

達之先江相立筈候間、其『御』心得宜御取計候様存候
右之外諸事天保十一子年初而 御成之節并、御近例等之振可有御心得候

四月(廿六日也)

一 左之通申達之

但右之趣『横井』孫右衛門方江も申越候由
御本丸 御巡覽之節御先立御差支之節ハ、孫右衛門方御先立被相勤候筈伺相濟候、依申進候、以上

四月廿六日

成瀬大内蔵

肥田孫左衛門様

四月廿一日

一 御中間三拾人今般 御天守・小天守・御多門等江被為 成候御

様子二付、御掃除等為致度、明後廿一日より御用相濟候迄朝六半時方終日晴雨之無差別、追例之通請取度旨、且 御成御当日ハ御中間十人朝六時より請取度旨、昨日御天守鍵奉行申達候付、御用人江相渡之

四月廿一日

一 棕櫚箒三拾本、紙緒『上』草履百足・麾十本・雑巾布三反・藁三間・柄箒式本・同二間柄箒三本・同三尺柄切たわし廿本・柄杓拾本、来廿八九日頃 御天守江被為 成候御様子二付、御作事方二而早行請取度旨、鍵奉行申達候付、御側御用人江相達之

同廿三日

一 来廿八九日頃御深井丸并御多門々々 御巡覽之御様子尔付、御上草履追(例)(振)之通相渡候様、其筋江申談候様、玉葉奉行申達候付、御用人江相渡之

廿四日

- 一 縁取塵五枚今般 御巡覽之節御入用之御場所御座候処、大破相成難御間合候付、引替請取度候間、其筋江申渡候様御具足奉行申達候付、御側御用人江差遣之

廿五日

- 一 今般 御巡覽二付、御本丸番組頭東拍子木御門内ニ而 御目見仕、夫方 御本丸御番所前江老入、御深井丸御番所前江老入、榎多御門内江老入、西鉄御門内江老入、右四ヶ所江御固罷出同心之儀ハ不明御門『内』江式人、塩蔵御門内江式人、榎多御門内江式人、元御春屋口江式人、同所御境御門江式人罷出候、追振之旨、御本丸番組頭申達候付、書面之通可心得旨以付札申渡之

『・同』

- 一 今般 御天守江被為 成候付、白木御三方御熨斗大引渡式筋・塗御三方御熨斗大引渡式筋・御賄方御刀懸式通り・御褥式通り・御水道具式通り・御手拭掛『御手拭』共、御小納戸御上草履五足・御小人方両面獸盡八枚折御屏風一双・金切石六枚折御屏風一双・雪洞忝挺、蠟燭式挺、御廣間方ニ而追振之通請取度旨、夫々御天守鍵奉行申達候付、御用人江差遣之

『・同』

- 一 御巡覽之節 御本丸不明御門・御深井丸塩蔵御門江加番同心式人ツ、追例之通請取度旨、御本丸番目付役申達之

同

- 一 今般 御巡覽二付、我等共見廻り之節、御本丸番組頭并仕埋之者召仕、行馬御門方小天守下迄出入不差支様致度旨、組頭申達候付、

詰番同心を以申渡之

同

- 一 御巡覽二付御本丸番組頭并仕埋之者 御本丸・御深井丸江為見廻通行いたし候付、東一二之御門并御境御門共出入召仕共不差支様いたし度旨、組頭申達候付、詰番同心を以申渡之

同廿七日

- 一 明後廿九日 御本丸・御天守・御深井丸江『為』（御巡覽可）被為 成旨被 仰出、人別役三人、御次草履取廻候御中間三人、御場所通行之儀御中間頭申達候書付、瀧川・成瀬方差出候付、詰番同心を以申渡之

廿七日

- 一 左之通御小納戸頭取申達候付、詰番同心を以申渡之

以手紙致啓達候

明後廿九日 御本丸・御天守を初 御巡覽二付、黒木御書院南小庭仮御雪院并、上御深井丸三階御櫓南芝場之内、仮御小用所共御役方等為見分、御当日早朝奥御路次之者式人差向候間、御門々々口々出入差支無之様致度申達候、以上

『御小納戸頭取格
奥御番勤』

鈴木蘇武左衛門

四月廿七日
肥田孫左衛門様

(欄外)

□月廿九日

今日御巡覽御延引付、本文奥御露地之者相越候儀、中野治右衛門方解申達候付、詰番同心を以申渡之

四月廿七日

一 左之通申達候付、兩組『同心』組頭江申渡之

一 御城代組同心 六人

右ハ今般 御天守江被為 成候御当日、為御掃除朝六時方追

例之通罷出候様被仰渡御座候様仕度、『仍之』御達申上候

四月 御天守鍵奉行

四月廿八日

一 左之通中奥御小性太田与一（郎）申達候付、詰番同心を以申渡之

小使御中間五人

右ハ明廿九日 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成候節召

連候付、御門々々口々通行之儀申達候

四月廿八日 中奥詰

廿七日

一 左之通申達候付、御用人・御目付江申談之

一 封番御小人目付并御中間共

右ハ 御成御当日朝六ツ時方罷出候様仕度、仍之御達申上候

四月 御天守鍵奉行

四月廿八日

一 左之通御目付申達候付、如例夫々江申渡之

但小天守之儀ハ此節 御代々様御召御具足御飾附居候付、見

廻り差支候旨、御目付江申談之、尤御具足奉行江も申聞之

以切紙致啓上候、明後廿九日 中納言様御本丸 御天守・

御深井丸等江被為 成候付、為見廻明廿八日九時、同役高木

平七・高梨五左衛門・中根帶刀・永田源三郎・内藤留之丞・

竹中彦左衛門・熊沢大次郎・飯尾助右衛門・御徒目付組頭半

田三六・佐々木正藏・高田正二郎・堀田文兵衛・御徒目付組

頭格御徒目付柳原清九郎・御徒目付横内鉄次郎・竹田清太郎・

梶原鍋吉・伊藤豊助・吉田種五郎・小川安一郎・海野孫三郎・

酒井梅之丞・武藤竹次郎・宮根宗八郎・同見習山田十之丞・

高田猪兵衛・御小人目付御小人押召具罷越候、右之内御徒目

付・同見習之儀ハ 御天守江ハ召具不申候、仍為御承知申

進候、以上

四月廿七日 水野藤兵衛

肥田孫左衛門様

猶々本文之通同役共初為見廻相越候付而ハ、御道筋之分不殘

相廻り申候心得二御座候間、御臺所式本戸口可致通行候、且

履物為取扱『小使』御中間式人召連申候、此段も申進候、以

上

四月廿九日

一 御鎗奉行飯嶋傳兵衛儀病氣二付、今日 御巡覽之節御多門江難

罷出不出之儀、同役安井市左衛門申達之

同

一 左之通申達候付、役々江申渡之儀、詰番同心を以御場所々々迄為

申通之

今日 御本丸始 御巡覽之儀御差支二付、御延引被 仰出候、

依申進候、以上

四月廿九日（已刻過也）

成瀬大内蔵

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

三日

一 左之通御目付申達候付令承知、其内小天守之儀ハ、御召御具足御飾附居候付、見廻り差支候旨及返報候、然処『追刻』天氣相二付、追刻明日御巡覽』御延引被、仰出候付、右見廻解之儀竹中彦左衛門より申達候付、役々江談方何等不取計候事

五月朔日

一 左之通申達候付、如例夫々江申渡之

来ル四日九時之御供揃二而御服紗・御半襦被為 召之、御数

寄屋口方 出御、御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多

門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、諸事項日申進候通御

心得候様存候、依申進候、以上

五月朔日

成瀬大内蔵

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

五月二日

一 封番御小人目付・御中間三日 御天守御掃除二付、五時方罷出候様致度、且 御成御当日朝六時方罷出候様致度旨、御天守鍵奉行申達候付、御用人御目付江申談之

二日

一 御中間三拾人今般 御天守初江被為 成候付、明三日朝六半時方終日晴雨之無差別請取度旨、且 御成御当日ハ御中間十人朝六時方請取度旨、鍵奉行申達候付、御用人江相渡之

同日

一 御城代組同心六人明後四日 御天守江御成二付、為御掃除朝六時方追例之通罷出候様鍵奉行申達候付、両組同心組頭江申渡之

五月三日

肥田鉄六

肥田孫左衛門様

猶々本文之通同役共初為見廻相越候付而ハ、御道筋之分不殘相廻り申候心得ニ御座候間、御臺所式本戸口通行可致候、且履物為取扱小使御中間三人召連申候、此段も申進候、以上

三日

一 明四日 御本丸・御天守を初 御巡覽二付、御草履附場所等為見分、御小納戸三枝甚左衛門・大塩弥平太并奥御露地之者式人、御当日早朝相越候付、御門々々口々出入差支無之様致度旨御小納戸頭取申達、追刻 御巡覽御延引相成候付解之儀申達之

三日

一 明四日 出御、天氣相二付御延引被 仰出候旨、瀧川又左衛門・成瀬大内蔵申達候付、如例夫々江申渡之

五月十二日

一 来ル廿三日 御巡覽可被遊旨御沙汰二候旨、於〈思召〉『宮』中瀧川又左衛門へ・成瀬大内蔵演達有之候付、其段夫々江申渡之

五月廿一日

一 左之通申達候付、御用人・御目付江申談之

一 封番御小人目付并御中間共

右ハ 御成御当日朝六時方罷出候様仕度、仍之御達申上候

五月

御天守鍵奉行

同

一 明後廿三日 御天守・小天守・御多門等江被為 成候御沙汰二付、御掃除等為致度、明廿二日より終日晴雨之無差別、追例之通御中間三十人請取度旨、且御当日ハ御中間十人六時方受取度旨、鍵奉行申達候付、御用人江相渡之

廿二日

明廿三日 御巡覽二付、人別役三人・御次草履取廻候御中間三人、右御場所通行之儀、御中間頭申達候書付、瀧川・成瀬兩人より差越候付、例之通詰番同心を以申渡之

廿一日

一 左之通申達候付、兩組同心組頭江申渡之

一 御城代組同心 六人

右ハ今般 御天守江被為 成候御当日、為御掃除朝六時より追例之通罷出候様被仰渡御座候様仕度、依之御達申上候

五月

御天守鍵奉行

五月廿二日

一 左之通申達候付、其段例之通夫々江申渡之

明廿三日九時早メ之御供揃二而、染帷子・御半襦被為 召之、

御数寄屋口方 出御 御本丸・御天守・御深井丸江被為成、御

多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候間、諸事先達而相達候通

御心得候様存候、依申進候、以上

五月廿二日

成瀬大内蔵

瀧川又左衛門

肥田孫左衛門様

同

一 明廿三日 御本丸・御天守・御深井丸等江被為 成候付、為見廻明朝六時過方御目付高木平七・高梨五左衛門・永田源三郎・肥田鉄六・竹中彦左衛門・熊沢大次郎・飯尾助右衛門・御徒目付組頭堀田文兵衛・御徒目付梶原鍋吉・吉田種五郎・小川安一郎・酒井梅之丞・宮脇宗八郎・御小人目付・御小人押召具罷越候旨等、委細四月廿八日之記ニ相見候通、御目付水野藤兵衛申達候付、右節之振夫々取計之

廿二日

一 明日 御巡覽二付、仮御雪『院』（隱）を初御役方為見分、奥御露地之者或人明朝差向候間、御門々々口々出入差支無之様致度旨、御小納戸頭取飯沼定右衛門申達候付、例之通申渡『之』

廿三日

一 左之通申達之

今日 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成、御多門々々御巡覽可被遊旨被 仰出御座候、然處私儀先達而以來痛所〔□〕相勝（不）申候付、今日御多門江難罷出、同役安井市左衛門儀も今日御用之儀御座候由二而、御呼出御座候付、是又難罷出、兩人共不出仕候付而ハ、御多門 御巡覽之節、同役出方明キ申候付、今日介之儀被仰渡候様、昨日申達置候、介之儀被仰渡御座候ハ、可申達候得共、先々此段申達候

五月廿三日 御鎗奉行 飯嶋傳兵衛

〔欄外〕

〔廿三日〕

本文介之儀、御簾奉行江被申渡候旨、年寄衆被申聞候由、瀧川・成瀬兩人方も申達之

一 左之通伊折介殿方申来

御城代江

今日 御本丸・御天守・御深井丸江被為 成御多門々々 御巡覽可被遊旨被 仰出候処、御鎗奉行出方差支候付、右奉行介之儀、御旗奉行江申渡候、為承知相達候

五月廿三日

嘉永四亥年五月廿三日

御本丸

御巡覽之御次第

御本丸・御天守江被為 成候付、〔染御帷子・御半襦〕御数寄屋

口方 出御、東拍子木御門江被為 入

御左之方西向

『先江相越』

御意有之

御城代

『直様 御駕御左之方駈拔御先江相越 御目通中座、此

節進ミ過候与、御本丸番組頭始扣場所 御目通遮り候

付可有其心得事』

同所御右之方南向

『出夕力』

御意有之

御本丸詰物頭

同所南之方

御本丸番組頭

御具足奉行

御意無之

御鉄炮玉藥奉行

御天守鍵奉行

同所西之方

御旗奉行

『出夕力』

御意有之

御鎗奉行

御作事奉行

同所

御意無之

御弓矢奉行

南二之御門江御懸、同一之御門江被為 入、表御玄闕二而

御下乘〔都而御城代前頭之通御先江駈拔、御玄闕（之）南之方

二而御案内仕 草履脱 御玄闕中央二着座御迎申上〕御書院江

被為成〔御先立御下段未申之方江開 御着座之頃、西御縁側

江開キ罷在〕 御上段〔御褥・御刀懸〕 御着座〔御熨斗鮑

先達而御（□）（座）之御左江出置之、于時御熨斗鮑〔御熨斗

南御入側御敷居外江出之、御用人同所御襖際二而差引、役々〕〔御

書院番頭・中奥詰〕之内持出 御前二備之〔御右之方御側二置之〕

上田帯刀

『是江』右出席 御側江被為 召〔此節御次江退、脇差撤之〕

御手自御熨斗鮑被下置退座〔于時御下段御敷居内二而、年寄衆

御手自御熨斗鮑被下置、難有仕合奉存候旨御取合申上退去〕、御

熨斗鮑引之、夫より〔此節御取合之年寄衆之外、御供之衆御下

段二之間御床前南向二列居、手明之御城代も同様御熨斗鮑引候

頃、帯刀南御縁側 御目通二而中座西御縁側之方江 御先立二相

廻、御城代見計ひ御下段江入 御迎申上 御立被遊、右列居之御

城代式本戸口下江相越、御先立代合候事〕 御殿中御廻り相濟而、

上御臺所式本戸口方 小天守江被為 入、御天守五重目迄被為

成〔御褥・御刀懸〕 御着座〔御熨斗鮑先達而御座御左江出置之〕、

于時御熨斗鮑〔御書院『番』頭中奥詰〕之内持出 御前二備之〔御

右之方御側二置之〕

両家御年寄

加判之

万石以上御年寄

御年寄

一同出席 『是江』御側江被為召〔此節『〇一同』『〇』御次江退、脇差撤之〕、老入ツ、御手自御熨斗鮑被下置退去

御城代

一同出席、『是江』御側江被為召〔此節『〇一同』『〇』御次江退、脇差撤之〕、老入ツ、御手自御熨斗鮑被下置、退去相濟而御熨斗

『鮑』引之、所々御覽畢而〔『御城代老入御先江御天守下小石敷之所江相越御先立代り合』小天守江『〇』渡御〔『老入御先立、老入ハ御跡御側附之御用人之後口江付御供、御櫓御縁側御行当之節御戻相成候ヶ所ハ、御跡ニ居候御城代代り合御先立相勤、此〔此

（外）此何連ニ而も同断〕、夫より両錠口江御懸り、御具足御多門北之口方被為入、御櫓御多門御具足御覽、辰巳御櫓下北之口より御鎗御多門江渡御、御鎗・御長刀等御覽、同所北之口より御簾御多門江被為入御旗御覽、同所北之口方櫓御多門内通被為成、同所北之方西之口方被為下〔此時老入御先江駈拔、御弓矢御多門江御迎御先立〕御駕被為召、矢来御門方東一之御門・同二之御門・境御門・御塩藏前通御塩藏御門江御懸り、東御弓矢御多門江被為成御下乗、東之口方被為入、同所御櫓・西御弓矢御多門・三階御櫓・鑄御多門・大筒御藏・御旅筒御藏御巡覽相濟而〔『老入御先江駈拔御藏御門内江相越、御先立代り合』御駕被為召、透御門・吹貫御門江御懸

御左之方番所前

出タカ
御意有之

御藏御門江被為入御下乗、御藏構之内方内通、戌亥角二階御櫓江被為成御覽畢而、麻木御多門・硫黄御多門前・榎多御門脇

御深井丸番頭

一間戸江御懸御駕被為召〔此節兩人共御駕之御跡ニ御供仕、西拍子木御門出、直ニ御右之方駈拔、東拍子木御門内江相越躡踞〕御藏〔御門〕前・吹貫御門前・西拍子木御門・東拍子木御門江御懸り帰御

帰御之節御城代東拍子木御門内ニ躡踞仕候付

『大儀』

御意有之

以上

下ケ札

〔〇〕 本文小天守ニ而東照宮御召御具足 御家御代々様
御召御具足 御覽被遊候事

名古屋城調査研究報告7

名古屋城史料叢書1

国秘録 御巡覽留

発行 日：令和五年（二〇二三）三月三十一日

編集・発行：名古屋市観光文化交流局

名古屋城総合事務所

名古屋城調査研究センター

名古屋市中区本丸一番一号

（翻刻担当：種田 祐司）

協力：公益財団法人徳川黎明会

徳川林政史研究所

印刷・製本：マツモト印刷株式会社